

第十三回 参議院法務委員会會議録第三十一号

昭和二十七年四月二十六日(土曜日)午前十時三十分開会

委員の異動

四月二十五日委員左藤義詮君辭任につき、その補欠として寺尾豊君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 伊藤 修君
委員 加藤 武徳君
鈴木 安孝君
寺尾 豊君
長谷山行毅君
岡部 常君
内村 清次君
吉田 法晴君
羽仁 五郎君

國務大臣 法務總裁 木村篤太郎君
政府委員 法務政務次官 龍野喜一郎君
法制意見長官 佐藤 達夫君
法務府法制意見第二局長 林 修三君
法務府検務局長 岡原 昌男君
事務局側 常任委員 西村 高見君
専門員 西村 高見君

本日の會議に付した事件
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) それではこれより委員會を開きます。先ず日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案を議題に供します。前回到引続き御質疑のおありのかたは御発言を願います。ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)
○委員長(小野義夫君) 速記をつけて下さい。

○吉田法晴君 伊藤委員の質疑の途中で恐縮であります。私の質疑を始めにさせて頂いて伊藤委員来られましたら、途中で中断をいたしましたと思ひます。

この議題になつております行政協定に伴う刑事特別立法の基礎であります。この議題には安全保障條約第三條に基く行政協定に伴うと書いてござい

ます。又提案理由の説明にも同協定第十八條三項においては云々と書いてござい

ます。いや二十三條關係がその直接的な関連基礎であるかと考えられま

すが、二十三條を讀んでみますと、「合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産」その安全が前段の確保のための実体であります。それから後段は「合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の充分な安全」と書いてござい

ます。この審議をいたします刑事特別立法の中心をなします軍機の点についてははつきりいたしておられません。強いて探しますと、公務上の安全或いは保護といふことになるかと思ひますが議事録にもこのことは書いてござい

ません。探してみますと外務省の情報文化局から私ども頂いた行政協定の解説の中に、公務上の情報の安全という言葉があるだけであります。言い換えますと行政協定そのものによつて軍機に関する罪と申しますか、それをこの刑事特別立法で規定しなければならぬという感じがいたすのでござい

ます。それからなおこのことは従来の占領中の実体であります。少くともこの

いう実体法規が占領法規としてもあり、そしてこれだけの規定を作らなければならぬという事実がなかつたこと

はこれは大体周知の認めるところだと思ひます。先ほど伺ひまして

も事例極めて少いというお話でござい

ます。そこでこの軍機の保護を而も極めて汎汎に規定する必要がどこにあるのか。このことは私も行政協定の性質についても論議がござい

ます。政府の考へているような考えを私どもは行政協定について持つておらん。或いは行政協定が何であるかということ

は昨日も伊藤委員との間に質疑があつたやうでありますけれども、何であつたかという点についても政府の見解も一致してござい

ませんけれども、国会、國民で承認をしておらんといふことは明らかであります。特にその行政協定の中で軍機關係の根拠になる條文がなかつた。或いはあつたとしてもそれ

れについてはつきり國會、國民の承認を得ているわけではござい

ませんので、この規定を設けます、いわば刑事特別立法の中心であるかと思ひますけれども、それについて根拠がないじやないか。若し行政協定についてこれは一部では広義の條約である、或いは安全保障條約で包括的な承認を認めてい

る、このことでは行政協定の内容について國會、國民の承認を得ずしてこの法律を出して来るというものは、これは政府が國民、國會に対して詐欺をなされたものであると極言しても差支えないのじやないかと思ひます。でありますけれども、この行政協定とそれから刑事特別立法との關係根拠がないとしか考えられませんが、この点について御説明を承わりたいと思ひ

ます。○政府委員(岡原昌男君) 前段の行政協定第二十三條の關係でござい

ます。これは印刷物のあるものにつきましてはミスマプリントがござい

まして公務上の情報の充分な安全、これが正文であるとかように申して

おりますが御紹介をかねまして御説明いたす次第でござい

ます。なおこの実体が如何なるものであるかという点につきましても私も従來の取扱の實情を研究いたして

○委員長(小野義夫君) それではちよつと休憩して懇談に入ります。

午前十一時十七分休憩

午前十一時三十八分開会

○委員長(小野義夫君) 再開いたします。

○伊藤修君 昨日の質問に引続きまして御質問いたしたいのですが、二條のうちで今一つお尋ねしたいのはこの「又は要求を受けてその場所から退去しない者」、刑法のいわゆる退去不応罪に相当するものですが、この場合に例えは進駐軍勤務者がこの雇用関係が不当に破棄されたとかの場合、勤務者のほうといたしましてはこれに對して抗弁をする。使用者たるところの進駐軍関係のいわゆる今後における駐留軍でしようが、その側から申しますればすでにそこにおつてもらうことは好ましくないという場合において退去してくれといった場合においては、この條項において取締るつもりかどうか。

○政府委員(岡原昌男君) この点は昨日申上げましたごとく、考え方から参りまするとやはり消極になるのではな

いかと思つております。

○伊藤修君 そうすると、この昨日からの御質問を申上げました全趣旨を要約いたしますと、結局正権限に基いてそこに現におる場合においては、すべてこれを含まないというふうな結果になるわけですか。

○政府委員(岡原昌男君) 具体的な事情によりましてそれが違つて参ることもあり得ると思ひますけれども、理論的には、併し結論的には大体お話の通りになると思ひます。

○伊藤修君 そのあり得る場合を一つ……。

○政府委員(岡原昌男君) さうな所にとどまるについて正当な理由がないと本人が思ふような場合でござい

ます。

○伊藤修君 本人というのはその退去を命ぜられた側のことをおつしやるのでしようか。

○政府委員(岡原昌男君) その通りでござい

ます。

○伊藤修君 そうすると、思ふということはどういうことですか。

○政府委員(岡原昌男君) つまり本人がさうに信じておるといふ意味でござい

ます。

○伊藤修君 さうに信ずるとは、本人は飽くまでそれを退去はせんでもないんだと思ふのでしようが、さうすると、本人が退去せんでもないと思ふはいいということになるのでしようか。

○政府委員(岡原昌男君) さうなことを思ふについて合理的な理由がある。これは非常に遠廻しに申して

おりますのは、証拠の場合と関連が

ありますので、理論的な問題として実はお答えを申上げておる次第でござい

ます。

○伊藤修君 その場合はどういふ場合があるか、具体的に一つ例を示して下

さい。

○政府委員(岡原昌男君) つまり、この場所から退去しないということ

が例示したように雇用契約が解約され

た、而もそれは一方的である、解約された側から申しますれば不当なものであると、こゝに信じておるような場合に

おいては、或いは解雇者のほうから行けば不当でないと言ふかも知れ

ませんが、それが直ちにこの場合は退去不応罪になるとは考えられない。

○政府委員(岡原昌男君) つまり、その解雇が不当労働行為であり当然解雇せらるべきである事件である。本人がさうに思ふ。さうに思ふについて合理的な理由があり且つそれが十分な証拠があつて認定される場合、細かく申しますと、さうなことに相成ります。

○伊藤修君 どうもさういふような御答弁を伺いますと、この二條の「又は要求を受けてその場所から退去しない者」といふ表現だけではすつきり賄い切れないように思ふのですが、この点に對しまして何らかこれを消極に解するといふ、昨日から質問申上げておるのですが、消極に解するといふ点を明らかにする必要があるでしようか

ね。

○政府委員(岡原昌男君) その点は刑法の一般理論からさうに相成つて来るわけ

でございます。

○伊藤修君 その点はその程度にして

おきまして又改めて伺ふことにいたし

ます。

第三條及び第四條は、これは行政協定の第十七條の第三項(e)に基いて

やはりこの規定は設けておるのです

か。

○政府委員(岡原昌男君) その点につ

まきましては、アメリカの現在の軍刑法

その他においてはこの点が不十分である

かどうかといふ点につきまして向う側と交渉いたしました結果、大体我々のほうの法律体系と体系が違つており

ますために完全に両方が一致するといふことは法体系を両方とも崩さなければ

いかんといふことになり得るので、その趣旨において事件が完全に調べ

でき、さうして公正な裁判ができるという限度においてお互いに考えよう

ではないか。さうなことから、私どもはさうしてはまあこの程度の第三條

並びに第四條ぐらいを置いたならばよ

からう、かような見解でいたした次第

でございます。なお相手かたにおきま

しても、現在の法律の全体系を以て不

十分である点については又考へる。併

し今のところ大体向うではこれに合致

するものはある、かようなことであり

ます。

○伊藤修君 然らばその一致するもの

があるといふことを参考に資料として

見せて頂きたいと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) なお申残し

ました、日本の裁判所におきまして

三

やり方その他を考へまして、さういふな裁判所侮辱法といったものが必要かどうかというところは別個に実は考へまして、現在の段階においてはこの法案としてとれるべきものではない。最小限度の手当を以て行こうというところから單に二條をこの關係で挙げたにとどめたのでございませう。

○伊藤修君 そうすると相手国の場合においては裁判所侮辱法は勿論適用されると思ふのですが、日本の場合においてはさういふ意図は今後考へていないというところになると均衡は保たれないと思ふが、それはどうなるのですか。

○政府委員(岡原昌男君) つまりこちら側の人間が何から何までアメリカの軍人に関する事件について引つかかるというふうなことがあつてはいけませんし、又逆に現在の日本の裁判所の取扱の实体に徴して、さういふ侮辱制裁法というふうなものをこの法案で律するものもこれは行き過ぎであらうと、さういふ観点からこの程度にとどめたのでございまして、この点は先ほども申し上げたとお断りいたしました通り、両方の裁判所のやり方、慣行、それから体系全体が違つておりますので、これを完全に統一するということは全くできないのでございませう。さういふ点でこの

○伊藤修君 そうすると日本国民は相手国がたの結局裁判所侮辱法というものは適用されないことになるのですか、相手国の場合は。

○政府委員(岡原昌男君) 一応向うの裁判所に日本人が例へば証人として呼ばれるというふうなことはあり得るわけ

でございませう。但しその点につきましては、それと対応する日本側の裁判所侮辱制裁法といつたようなものがございませぬので、その実体にまさしく照応するものがなければこれは処罰ができません。かように了解いたしてお

○伊藤修君 私のお尋ねしているのは、向うへ召喚されていゝゆる証言をした場合において、その間においてたまたまいゝゆる向うの法規の即ち裁判所侮辱法が適用されるような行為があつた場合において、その行為に対して裁判所侮辱法が適用されるかどうかという点。

○政府委員(岡原昌男君) その点は先ほど少し廻りくどく申し上げましたが、要するに日本側の実体法規がないから、これはこちらからは何とも処罰の方法がない、つまり処罰されない、さういふ趣旨でございませう。

○伊藤修君 そうすると向うの法廷に出て日本人が証言しなくても、向うのさういふ法規の適用を受けないということになるのですか。

○政府委員(岡原昌男君) 証言いたしなくても……ちよつと実体が違つて参りますので……

○伊藤修君 証言のことは別として、法廷に出た場合において、その法廷において侮辱した場合には……

○政府委員(岡原昌男君) 日本においてはさういふことは日本人に關して実体法規がございせんから。

○伊藤修君 日本の裁判所でないです。向うの裁判所へ呼ばれた場合です。よ。この規定の反対の場合、相手国の裁判所に、いゝゆる軍事裁判所ですか。

○政府委員(岡原昌男君) それは勿論問題になりません。規定がございせんから問題になりません。

○伊藤修君 向うの裁判所が日本人を召喚して証言を求めるといふようなことがあり得る場合があるでしょう。さういふ場合においてその証人がたまたま裁判所を侮辱するがとき行動があつた場合において、いゝゆるアメリカの裁判所侮辱法というものがその日本人に対して適用されるかどうかという、従来の軍事裁判所を見ているとそれがみんな適用されているのじやないですか。

○政府委員(岡原昌男君) 先ほどから繰返して申し上げます通り、その点の御質問でございしたら、勿論それは問題にならん事項でございませう。こちらの実体法規がございせんから日本側の裁判所としては罰つしようがないわけでありませう。

○伊藤修君 日本側ではない。私の聞いているのは、向うの裁判所が、この條文じやない、この條文の反対の場合を考へて言つてゐるのですよ。

○委員長(小野義夫君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(小野義夫君) 速記をつけて下さい。

○政府委員(岡原昌男君) 從來上領當時におきまして向うの裁判所でさういふことをやられた案件があるやのこと

で、今後ともさういふことがあるのではな

いかという御不審でございませうが、

今後はさういふ占領治下におけるような

な実体並びに手続の一切の法令がガラツと変りまして、この關係は刑事特別法で行くことに相成ります關係上、今後さういふ事態は絶対に起らないと御了承願ひたいと思ひます。

○伊藤修君 次に第五條について、この本條の規定が刑法の二百六十一條の刑量に比較して、ずつと重い理由をちよつとお伺ひしたいのです。

○政府委員(岡原昌男君) 刑法第二百六十一條におきましては、一般器物損壊罪といひまして三年以下の懲役云々といふふうなことに相成つております。なおそれが刑法第二百六十四條によりまして親告罪と相成つておるわけ

でございませう。そこでこの刑法第四十章の二百五十八條以下二百六十一條までのいゝゆる毀損罪の全般を通じてこれを

見ますと、大体その考え方は二百五十八條、九條におきましては文書を毀棄し、六十條以下は建造物とか或いはその他の器物損壊を取扱つておるわけ

でございませう。然るに合衆国の軍隊で使うような兵器、彈藥、糧食、被服といふたようなものにつきましては、二百六十一條の一般の器物損壊として三年以下の懲役といふことでは保護が全くない、完全ではなからう、行政協定の第二十三條の趣旨から申しまして、これをやはりせめて建造物なみに保護するのが適當であらうかといふふう

に考へまして五年以下といふふうな法定刑を上げたのでござい

ます。但しさういふことにいたしました

ると、非常につまらんもので問題にな

る場合もあらうかといふふうなことか

ら罰金刑もこれに加えたといふふうな

趣旨でございませう。

敵するよう重要な重要性を持つものというふうになるわけでございます。これは一般に例示を幾つか掲げまして、その他のものというふうな刑法並びにその他の法制用語上は大体その程度のもので、非常につまらんものというふうなことに非つてはまあ解釈上さうなことは相成らんと、これはいろいろ學説もあるわけでございますけれども我々は理解しておるでございます。なお法定刑に最下限を置きませんのでつまりこれを如何に運用するかは裁判所において考えまして、例えは建造物といつたようなものに匹敵するよう大きなものでありましたならば、これを建造物なみに五年という範囲内で事を考える、又それが非常に被服で大きな数量でもないといつたようなものの損壊等につきましてはその五年の範囲内で更にこれをしほつて考えて法定刑を妥當に定める、さうなことに相成るだらうと思ひます。要するにさうな大きな或いは非常に重要なものに對する損壊行為といふものを法定刑の引上げによりまして律しよう、かような趣旨でございます。

○伊藤修君 どうも御承知の通りあなたは実務に携わつていらつしやるのでしようが、例えは進駐軍の物を日本人が所持した場合においては重く処罰するといふ特別法がありますね。そうすると、チヨコレート一つ持つておつても半年、一年という懲役を科しておるのです。ずつと去年、一昨年あたりになるとそれが大変緩和されましたけれども、最初の場合は報告事件になつておるのです。従つて検察庁としてこれをどんな微罪でもやはり起訴せ

ざるを得ない、起訴しなければ検察官が処罰されるというふうなことがあつて、裁判所のほうに一応報告事件ということに頭を置いて必ず重刑を科するのです。甚だしいのになると、チヨコレート一つか二つ持つていても半年くらいやられておるのがあります。たばこ五つか六つ持つておれば一年は必ずやられるのです。日本の裁判所、検察官といふものがどうも外国の殊にアメリカの権力といふものに対してやはりおもんねるという考え方があるのです。圧威されておる。だからさういふ事件に對しましては何らの考慮を拂わない。立法者がお考えになつておるような五年以下とあるから、最低は一月以上の範囲において適當に裁判所はやるのだらう、こういうお考え方があつてしよう。又五万円以下の罰金刑を選挙してやるのだらうといふけれども、なか／＼容易に實際上行われていないのです。これは過去の例においても十分事足りるのじやないかと思ひます。日本人が一番大切とするところの建造物その他の器物についてこの法律で従来附しておるのですから、アメリカ人が持つておる物も日本人が持つておる物も同じ法益である、同じ法益であるものに格段の相違があるとは考えられない、特段にこれだけの重刑を以て臨まなくやならんといふ点が私には首肯しがたい。殊に報告罪を外して

しまつて、常にこれを処罰できるというふうにするといふことはどうかと思ひます。例えは被服の袖をちよつと引つ張つて破つたといふ場合でも或いはパンパンが余りに勧誘し過ぎてポケットを破つてしまつたといつても引つかつてしまつたのです。それはアメリカ軍がこれは処罰してくれという申告して来た場合に限つてこれを採上げするといふ日本の刑法の四十章のような建前にしたほうが却つていいんじやないですか。飛行機をこわしたり艦船をこわしたりする場合においては申告して来ることは当然です。それは処罰されるのです。併し今の婦人が袖を引きちぎつたくらいのは申告して来ない以上は見ぬ振りして差支えないと思ひますが、さういふ立法の考え方をとるべきじやないでしょうか。

○政府委員(岡原昌男君) 占領治下におきましては私具體的な事件は存じませんけれども、御指摘のように非常に重刑を以て臨んだ案件も或いはあつたかと存じます。さうな事象は併しなから占領終結と共に私もこれは一切根絶したいと思ひますし、現にも相當前からのさうな事件に對する處理の態度は伊藤さんもおつしやつたやうに變つて参りました。我が方の自主的な見解によつて事件を處理するといふふうにしたしておりますので、今後この第五條の運用に關して只今御指摘のような占領直後の際のような重刑の罰を以て臨むといふことは勿論起らないと私も思つております。又さうな裁判所も恐らくないことは確信を以て言ひ得るところでございます。なおこの点につきましては十分求刑その

他の上でも考慮するように全国に申伝えるつもりでございます。

○伊藤修君 如何にその訓令指示というところをここで約束願つてもちつとも守られていないのです。例えは同一事件を現行訴訟手続法によつて幾つにも割つても差支えないんだ、それをどんだ地域差で別々に刑をやるというふうなことを初めはとらないと言つておつて最近ではそれは通例になつてしまつた。被告は非常な不利益をこうむることは現にあなたも御存じの通りです。だから今の外国關係のこの事案といふものに對しましてはまあ朝鮮、支那の人に対してはさう重くはありませんけれども、アメリカだとかヨーロッパの人に対するいわゆる白人に關係するところの事件といふものは一段と重く考へるのです。裁判所の現在のあり方は、檢察庁もさうです。例えはドルを僅か五ドルか十ドル、而も商品の代金として日本貨幣がないから預つておいてくれと言つてその商人が預つた。たま／＼それが発見されてそれで懲役一年といつた例が現にあるのです、私が承知している例が、実にさういふやうな非常識な裁判をされるのです。併しそれは法律の……政令からいふと仕方ないのです。これは麻薬に關する法律もさうです。アメリカさんの考え方が非常にきつ。それから麻薬を善意に持つておる医者でもそれがたまたま届出を怠つてると直ちにこれは実刑を科せられてゐる。而もそれは勧誘によつて摘発している。摘発官があたかも買手がごとくして売つてくれんかと言つてそれでそれに引つかかつていつも摘発されておる。これは地方裁判所ではさういふ小細工をしており

ますが、さういふ摘発行為は最高裁判所でどうなるかわかりませんが、さういふふうにするべし今日の扱い方といふものはさういふ傾向にあるのです。だからさういふ種の刑罰を規定する場合においては私は国内法で賄えるものは国内法を準用すべきではないかと思ひますが、重ねて一つその点をばつきりしておいてもいい。

○政府委員(岡原昌男君) 何度も重ねて私のほうもお答えするようでございますが、兵器、彈藥、糧食、被服等につきましてもその軍の活動上非常に大切なものもあるわけでございます。然るにこれを全然手當いたしておきませんと只今御指摘のように刑法第二百六十一條が親告罪として直ちに働いて来る。さうな關係に相成るわけでございます。然るにその實體を見ますに、これが刑法第二百六十條に匹敵すべき程度の非常に重要なものが出て参るわけでございます。さうなもののにつきましてはやはり法定刑の權衡をとる必要上これなみに準けておくことが必要であらう、さうな趣旨が第五條の法定刑をおくことにして親告罪を外した趣旨でございます。

○伊藤修君 だから今の最後の御説明によりますれば、兵器であるとか彈藥であるといふものは或いはさういふふうの特別な取扱になることもこれは首肯できるのですが、糧食であるとか被服その他の物件といふのは日常に使うところのものぐらゐを指すのでしよ、又その他の物件の中で相當大きなものも想像されるかも知れませんが、少くともこの糧食であるとか或いは被服であるとか、糧食を毀損したといふ、パンを半分に割つたといふこと

も毀損になるでしょうし又どの程度を言うのか存じませんが純理論からいってそうなるのですが、米俵を破つたつて糧食の毀損になるかどうかという問題は生ずるでしょうが、そこまで私はこういう重刑を以て臨む必要はないのじやないか。若しかような手当が必要であるとするならば二つに分けるとか或いは全体を親告罪にするとか、あまたの仰せのようにアメリカのこういう軍隊に属するところのいろいろ／＼なものを保護しようというならば、向うが保護を望む事柄についての日本人を処罰する、こういう行き方ではないでしよう。してみますればこういう点については因るというので報告して来ればそれによつて日本の裁判所、検察庁が活動を開始する、こういう行き方ではないじやないですか。

○政府委員(岡原昌男君) 例えどパンを半分に分けたらどうかというふうな極端な事例の御指摘でございますが、私どもは軍隊の構成員又は軍属が毎日の日常生活に使つておるといふうなものはこれを含まない趣旨に解釈しております。というのはこの軍用に供すというふうな言葉から出て参るわけでございますが、やはりそれが軍用として相当重要な物件ということが当然予想されるわけでございます。パンを半分にするような議論は現在の刑法のどの條文につきましてもやはり言ひ得るのでございまして、大体我が国の現在の刑法並びに刑事実体法規の建前というのはいわゆる裁判所の自由裁量について或る程度の余裕を與えよう、それでこれを段階を細かく分けまして法定刑を一から十まで分けるというところにいたしますと具体的な案件

でその刑の言渡が非常に不公正になる場合があり得るので、さようなことのないようにというふうな趣旨でできておると承知いたしております。さような關係からいたしまして、事の性質上軍用に供し又は軍隊に属するといふものであり、且つその重要度が兵器、彈藥、糧食、被服といったような程度のもので、糧食といふのはそういうふうな非常に極端な例をおつしやるとちよつと私どももさうなものは入らんと、例えど兵隊さんの持つてゐるハンケチを破つたらどうかという問題、いろいろの問題が又出て来るわけでありますが、さような場合は入らん。要するに「軍隊に属し、且つ、その軍用に供する」という言葉から出て来る程度の重いものとさうに理解しておるのでございまして。

なおそれにつきましては法定刑が五年以下というふうになつておりますので、なんでもかんでも五年又はそれに近いような重いのものがやられるのではいかという点につきましては先ほど申し上げました通り、これは單に最高限を定めただけでありまして最下限を規定したものではありませんので、それは適当に裁判所のほうで量刑してもらう、さうな趣旨でございます。なお親告罪につきましても重いのものと輕いのとはこれを分け、さうして大体私どもは建造物の損壞について五年以下というふうになつてゐる以上は、それに匹敵すべき兵器、彈藥、その他のものにつきましてもやはりこれを法定刑を並べるのみならず、その親告罪の点についても刑法の二百六十四條の精神をそのまま受継ごう、さういふ考え方でございまして。

○伊藤修君 それは極端なパンを割つたとかハンケチを破つたということはおそれ自体守るべき法益もないというふうにお考えだし、又裁判にいう不起訴という觀念もあつて從來は問題ございせんからそれは極端な例であつて、それをとり上げて申上げたのではないのです。さうすると今の御説明の趣旨から行きますと、軍用に供するといふのは何ですか、現に軍人が借用しておるものまでも含むか、或いはさうでなくして集團的に軍隊の活動に集積しておるといふような趣旨だけだということをお考え方ですか。

○政府委員(岡原昌男君) その点は現に軍において使用中のものは勿論のこと、例えど現在使つていない併しごく近い将来において使うだろうという予想の下に集積しておる、倉庫に保管しておる、或いは汽車に乘せて輸送中であるというふうなものにつきましても考へておる次第でございます。○伊藤修君 そういたしますと、例えど軍隊がある修理工場にその軍用自動車修理を命じたという場合においてはその軍隊に属してゐるものであり、且つ軍用に供するものであるということになりますから、さういふものを仮に損壞いたしましたればやはり処罰されることになると思うのですが、又例えど被服の場合において、被服を大量に日本人に請負せしめて被服の修理を命じたという場合においては、やはり軍隊に属し、軍用に供するものとしてこの対象となると考えられるのですか。

○政府委員(岡原昌男君) この属するといふ觀念には大体属するということだけを言ふれば、その所有するもの、並びに事實上借りたりその他の關係で占有しておるもの、かように理解しております。更にこの軍用に供するといふ点から申上げますと、只今申した通り、現在使用中並びに極く近い将来にこれを使用するといふ観点からしまつてあるものといふふうなことになるわけでございます。ところで今御指摘のように修理工場に出してある、或いは新しく兵器を作つてもらふためにどつかの工場に出してある、かようなものはどうなるかという問題でございますが、その場合におきましてはその一つ一つの契約によりましてその内容は違つて参ると思うのでございまして、全般的に考えられますのは、一般の我が国の軍需工場等に下請なり何かで出してくるというふうなものも恐らく属するといふ觀念には入つて来ないだろうし、更に軍用に供するといふような段階には来ていない、さうに理解するのでござい

○伊藤修君 いわゆる工場の場合においては問題が起つて来ると思うのですが、今の修理工場や何かに出した場合には私はさういふふうな考へるのですが、その点を先ずお伺いしておきたいと思ふのですが、それから工場に生産を命じた場合において、從來戦時中に行われたように管理工場として管理するといふような制度が恐らく出て来ると思ふのです。今後、現在のような受託形式ではなくしてやはり指定工場若しくは管理工場、監督工場、さういふ段階のものができて来ると思ふのですが、その場合においてその工場にある品物については製品、或いは製造過程にある各部分品等についてはやはり属す

るといふ考へ方と、それから軍の用に供するといふ考へ方とやはり牽連して来るのではないかと。

○政府委員(岡原昌男君) その法律關係がどういふふうな今後發展して行くか私共はあまり予想がつかせんのでございまして、若しそれが事実上一から十まで支配權を及ぼすといふふうなことであり、且つその兵器なら兵器といふものが單に一部の修理をしてもらうといふので、その管理の工場つまり属するといふ程度に支配權の及んでゐるその工場に修理が行くといふふうな場合で、それが一時的の修理の過程においてただ軍用に供せらるべき性質のものといふふうな條件をだん／＼と満たして行くといふような場合がありとすれば行くの中に入つて来ることもあり得るだろう、さうに理解いたしますが、全般的には先ほど申上げた通りになるかとさうに理解してゐるのでございまして。

○伊藤修君 私は今あなたの御説明にもあるように将来においては必ず管理工場制度というものが恐らく設けられると思ふのであります。その場合においてはこの條文は非常に私は活用されるものと考へるのです。一番懸念されるところはその場合でありまして通常の場合においては問題が起つて来ないのです。ところが国内法によりましてば労働權が確保されてゐるのですが、争議行為の可否を誤つた場合においては本法において賄えない処罰行為であり得るものとされて、本條の適用は恐らく近々に起きて来るものと考えられるのです。さういふ点は私は今後この法律の上に明らかにするか、今後何

ただ實際問題としてこれを事件として処理する場合には、こちら側の裁判所で解決することに相成ります。裁判所というよりはこちら側の捜査機関なり裁判所で律することでございます。さような場合においては日本の刑事訴訟法の規定をよく見ましてそれと向うとの抵触したところをよく判断し、その証言拒否について相当理由があつた場合においてはこれは処罰しないというふうな取扱にならうかと思ひます。

なお只今の問題は本法案の第十五條に關連することでございますので、又

罰し得るのは故意犯が原則でございます。つまり犯罪事実についての認識がありまして或る犯罪を犯したという場合が処罰されるわけでございます。特殊な場合におきまして例えば過失傷害とか或いは失火罪とかいうふうに特に過失犯を罰するということを書いた場合に初めて問題になるというのが刑法の全体の立て方であり、同時にこの刑法法規に対する根本的な考え方は特別の実体法規においても全く同様でございますので、本法におきましてこの

をもつてというふうになつておる。その「目的をもつて」というような言葉が使われて来る場合には、今おつしやるような放火とか或いは殺人とかいいうものが、そういういわゆる安全に対して直接の危険というよりも広くなつて来るので、その合衆国軍隊の安全を害する目的というかなり広い解釈をされる虞れがあるのではないか。そういう点から今伊藤委員がおつしやつたような心配が世論によつても指摘されるのではないかと思うのでありますが、一般に今おつしやるような原則が妥当する

うか。
○政府委員(佐藤達夫) この「安全を害すべき用途に供する目的をもつて」ということは飽くまでもこれは客観的の立証は必要であることは申すまでもないことであります。従いまして、この文字の書き方としてもう少しなんとか濫用の虞れがない書き方がないものだろうかという考え方があればあり得ると思います。思いますけれどもこれはもう御承知の通り多くの立法例において慣用語と申してもいいくらいであると存じます。例えば国会で御

うでしようか。

○政府委員(佐藤達夫君) 今私参つたばかりでございまして、御質問の御趣旨をとり違えておつたわけでありすが、只今御指摘になつたこの第二章に掲げます事項は先ほども岡原政府委員から触れましたように、治安維持法的なものとは技術上と申しますか立法的の形の上からも違つております。又実質から御覽になりましても刑法の中の條文というものと殆んど変りはないものであります。ただその客体として合衆国軍隊というものが入つて来るだけ

だとお考え願えればそれで十分だろうと思ひますので、その点については私どもとしては何ら慮れがないと考えておるわけでございます。

○内村清次君 只今第二章の罪の各條各項で過失罪は構成しない、というお話でしたが、例え第五條で規定されております軍用に供するところの兵器というものはつきりこれは兵器、この兵器に対して本當の過失をやつた、それが認定關係で過失ではないのだという認定のほうも成立しはしないかという心配が一つありまして、それから又過失は罰せられないと言つて、それがやたとえ過失であつても、現にそういう兵器に損傷をした者に対しては雇用關係を解除するといふような、これは罪には該当しないが併し解雇關係でこれを解決する。ところがこれに対して第二條が又適用せられる。正當なる理由があるにもかかわらず退去を命ぜられる。退去を命ぜられてそれに應じないときはこの法では又罰則が出て来るというやうな虞れはないかどうか。これは現実の問題ですがこの点はどうかお考えになるのですか。

○政府委員(岡原昌男君) 過失による犯罪を罰しないというところは繰返して申上げていますところですが、その過失を原因とする何らかの解雇或いはその他の不利益な取扱があるかないかという問題は、これは本條又はその他本法案と直接關係のないところでございします。

それから第二條の關係につきましては、先ほど伊藤さんにお答えいたしましたやうなわけでありまして、解雇の原因についてこれは全く繰返して申しま

すが、例えは不當労働行為、或いは本人としては全く納得し得ないというところについて確信を持つてゐる、その解雇された男が。同時にそれが客觀的に見て成るほど御尤である、それとしてそれがいふやうな証拠によつて正しくその通り間違いないといふやうな認定がありました場合におきましては、正當なる理由があるといふことで退去不応罪が成立しない場合になるだろうといふ先ほどお答えしたその通りでございます。

○内村清次君 なるという確信ある答弁はできませんか。

○政府委員(岡原昌男君) これは具體的な問題によつて大分違つて参りますので、私はただ法律的理解を申上げてゐるに過ぎないのでございしますが、でございますから具體的な事件が、例えば本人は自分は正當なる理由があると主張するけれども、客觀的に見てそれは誰が見てもやうに違ひない、証拠によつてもやうであるといふことがはつきりしているという場合もございします。それから本人は正當なる理由があるところと思つておつて、それが客觀的にやうに正當なる事由があるといふことについて誰が見てもやうに思ふことによつて間違ひはない、併しながら証拠によつてこれが認定されないという場合もございします。それから又更に先ほど申しましたやうに証拠によつてもはつきりするし、本人がやうに言うのは御尤だと誰が見てもこれは退去不応罪でやるには當らないという事案もあると思ひます。そこで実はそれをひつくるめて先ほどのやうにお答えした次第でございます。

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて下さい。

○委員長(小野義夫君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(岡原昌男君) これを要約して申しますれば實際問題といたしましては、さうな解雇された本人が引き続きそこにがん張つておるといつたふうな場合に、第二條を以てこれをおどかすといふ事案に立入ることはあるまい。これは實際問題であります。が、さうに考えられます。

○伊藤修君 それでは第六條をちよつと飛ばしまして第七條に移ります。第六條はさうな問題が参りますが、あつて。第七條で第一にお伺ひしたいことは第二項において、第六條第一項又は第二項の教唆についてこれを独立犯として処罰している。申すまでもなく教唆を独立犯として処罰するといふことは従来の共犯從屬犯説には私は反すると思ひますが、こうしたことを新らしく立法しなくちやならん理由と、それからこの學說に対するところの例外的な措置をとらなくちやならんという學說上の根拠をお伺ひしたい。

○政府委員(岡原昌男君) 教唆又はせんと動、これは陰謀についても同様でございますが、それに基いて一つの犯罪が犯された場合と、その行為、せんと動なら煽動、教唆なら教唆の行為だけがございましてまた罪の実行がなない、こゝに二つの場合がありまして、従来の客觀主義の刑法理論におきましては或いは主觀主義の刑法理論におきまして、ともかくその点につきましては犯罪の実行があつた場合に初めて

て教唆罪が成立する。ちよつとその表現がまずかつたのですが、教唆として処罰し得るというやうな取扱になつておることは御承知の通りでございます。それで犯罪の種類によりまして、それが非常に重大であります、その犯罪が僅かでも犯された場合には公共の安全が保ちがたい、或いは私人の権利の保障に全きを期し得ないといふやうな場合には、先ず未遂を以てこれを拡張して参ります。更にその犯罪がひどく重い場合に陰謀といつたやうな、或いは予備といつたやうな形で罰する場合もございします。これは御承知の通り現行刑法においてもあるものでございします。ところで或る種の犯罪等におきまして、その犯罪が一旦犯されたならばそれがどのやうなあとで回復を求めようとしてもこれは困難である、或いはその行為が非常に重大でありましたためにその行為の発生といふものを事前段階において防止するといふやうな場合もあるかと存じます。又これを本人の主觀から見ますと、本人が或る行為を教唆したとか、その教唆自体で本人の悪性といふものが非常に顯著に外部に出る場合もございします。さうな場合におきましてはその教唆によつて本人の悪性を認定いたしましてこれに罰を加えるといふことも、理論上又は實際上必要になつて來、合理的な事由もあるものでございします。さうな趣旨からいたしまして六條、七條の關係におきましては、機密が一旦外に漏れてしまひますとそれはまあそれで済んでしまひますとそれでは、一旦漏れても若しこれが公になつた場合におきましては、もう本條におきましても或いは前條におきまして保護しない

という建前になつておるわけでございます。さうな観点からこれを事前段階において防止するといふのがこの法案の趣旨でございます。

○伊藤修君 然らば教唆とせんと動との相違ですね。これは説明書を拜見してもちよつと十分でないと思ひますが、この点を一つはつきりと御説明願ひたい。

○政府委員(岡原昌男君) 教唆と申しますのは、他人に或ることを申しまして或る罪の実行の決意をなさせる、さうな行為を申すのであります。一般刑法上の教唆の場合におきましては、教唆された者がそれによつて犯意を起すといふそのことを申しておるのでございします。ところでせんと動と申しますのは他人に対して中正な判断を失はしめるやうな手段方法で実行の決意をなさしめる、又はすでに実行の決意をしておる者に対してその決意を固めしめる。更にこれを助長せしめるといふやうな勢力を有する刺激を與える行為、かやうに解釈しております。これは從來判例等において確定しておるところでございます。

それではこの他人に對しという言葉が、せんと動の場合と教唆の場合と如何に違ふであろうかという点についていろいろ學說、判例を當つて見ましたけれども、せんと動と教唆についての根本的な差異とは、この他人の内容を區別したものはつきり出て参らなかつたものでございします。簡単に申しますと、せんと動のほうは普通不特定又は多数の者に対してというものが、せんと動の實際でございしますが、さうな不特定又は多数の場合には教唆罪が成立しないかといふことになりましてそこ

れ又逆に問題になりますので、その他人に対するのその他人という点を両方区別する根本的なものであるかどうかという点については私どもはまだはっきりいたしておりません。ただ大体としてせんだいの場合にはさような不特定又は多数の者に対するという場合が多かるう、かように理解しておるのでございます。

○伊藤修君 これは説明書によりまして、又只今の御説明によりまして、いわゆる教唆とせんだい動との本質的な相違というものが固然としてあり得ないと思ふのであります。今第一段階で仰せのように中正な判断を失わしめるようなこととは、果して教唆が他人に行ふの決意をなさしめるといふ主観的な犯意を確定せしむるに至るところの、教唆においてもやはり同様でなく、限界点というものが法律的に果して区別がつくつかつか。又いま後段におつしやるようにいわゆる不特定多数の人を対象としてというところに区別を設けようとするとも今日の学説、判例においてははつきりしていないのでありますから、そのみによつて教唆とせんだい動を区別することは不可能であると思ふのであります。してみますれば、ここにあってせんだい動といふのが、わしと言葉を使つてあらゆるものを包容しようという考え方は危険じゃないかと思ふのであります。むしろ本法においては教唆だけで以て事足りると思ふのであります。十分目的を達し得ると思ふのであります。この点どうですか。

○政府委員(岡原昌男君) 先ほど申し上げました通り、せんだい動と申しますのは、中正な判断を失わしめるような手段方法が一つの要件になつております。それから相手方がそれによつて決意を起す程度がどの程度であるかという点につきまして、教唆に類する場合と、それから既存の決意を助長せしめるような勢力を有する場合と、その両方を含むという点において違ふのでございませう。

なお人によりましてはせんだい動のほうは人の感情に訴えてこれをなさしめる、教唆のほうは人の意思のほうに訴えてこれをなさしめる、さような説明をしておる人もありますが、その点も確かに区別の一つであらうかと存じます。

○伊藤修君 私は人の感情を刺激して以て犯罪行為を実行せしむるに至らしめるという点まで果してこの法規で以て処罰しなくちやならんかどうか、だからすでになされた決意を助長せしめるという程度において暗に暗にせしめるという程度に於いて、政策的に考えて、又そこまですることは幅を広めてあえてしなくても本法の目的は十分達し得ると思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) 要するにせんだい動と申しますのは、只今申しました通り、教唆より若干範囲が違つておられます。それから手段方法が違つておられます。その中で、せんだい動は、せんだい動の観念的には別個でございませう。従いましてこの教唆を以て暗に暗に面が極めて多いのでございませう。そこでさような点についてこれを實質的に規定する理由はどうかという点でございませうが、せんだい動と申しますのはその行為自体からいたしまして極めて人がやり易いと同時に、それが非常に大きな影響力を持つ行為なのでございませう。つまり簡単に俗な言葉で申しますと、やれ／＼といつたやうな言葉で表現される一つの意思表示が非常に人の心に訴ふるものができまして、相伴つて大きな結果に至る場合がある。得るわけがございませう。さような場合はやはり単に一、二の者に対して教唆するといふ場合よりも実害の多い場合があるものでございませう。さういふ趣旨からこれも加えた次第でございませう。

○伊藤修君 本法の場合においては、第六條の探知若しくは収集というやうなことをやれ／＼と言つて果してできなすまいかと。

○政府委員(岡原昌男君) 先ほどおやれやれといふ言葉に註釈を加えておきましたけれども、やれ／＼といつたやうな表現方法を以てする意思表示と申す上上げたのでございませう。つまりさういふたやうな勢いで意思表示をした場合、かように御理解願ひたいのでございませう。

○伊藤修君 それは例えれば放火しろとか或いは騒擾を起せとか内乱を起せとか汽車の転覆を起せとかいふ場合においては、或いはせんだい動行為といふことが手段として私に容易に認容し得ると思ひます。併しそうではなく本法には第六條に規制するがごとき事項について、いわゆる教唆といふことは成るほどあなたの御説明においては或る意味においてここにいていわゆる独立犯として認めなくちやならんかと思われるが、併しせんだい動に至るまでワケを掲げてまでもしなくちやならんといふことが果してこの目的を規制するの必要であるかどうか。ここに準

られたところの不法な方法で探知若しくは収集したとか、或いは機密を漏洩した者とか、さういふものについてせんだい動してやり得るものかどうかといふことも考えなくちやならんと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) 繰返して申し上げます通り、その意思表示の形が相手方ですでに犯意を持つておるものに対してこれを助長せしめるような場合もございませう。それからまだ犯意を持つていない者に対して犯意を起させるというふうな程度の場合もございませう。その二つの場合を含めまして相手方のすでに犯意を持つておる者に対してもこれを助長せしめる程度のものでございませう。もう少しくだいて申上げますと、実際にこの法案が法律になつて動き出す際に証拠の問題に關連して参ります。

例をばすでに犯意を持つておる同志の者に対して何か言つた場合、これは普通の場合には従犯の理論が適用になるわけがございませう。若しもそれが犯意を持つていなければ教唆の理論が動いて来るわけがございませう。ところでその行為自体からいたしまして、その意思表示の程度が果してそのどれに當るかといふことは客観的に一応の判断が出て参ります。併しなからこれを今度ではせんだい動と申した者において如何に受取るであらうかといふ問題になります。その話を受けた者が一体それをどう感じたかといふ問題になつて参ります。さういふことになつて参りますと、その話を聞いた者、或いは文書の場合なら文書を見た者、それがそれ／＼どう受取つたかといふことに相成りまして、そ

の際に或る者はすでに決意があるからこんなものは大したことはないが併しまあ一応決意を助長した、こう申す場合もございませう。或いはそんな気がなかつたけれどもこれを見たとなん、或いは話を聞いたとなん、さういふ決意をいたしたという、さういふ者もございませうと思ひます。さういふ場合もすべて含めましてさういふものは他人の中正な判断を失わしめるような手段、方法であればこれに當る、かようなことでございませう。

○伊藤修君 只今の御説明を伺うとますます危険になるのです。さうすると或る講演会へ出席いたしまして講師の講演を聞いておる場合において、いろいろな奥歯に物の扱まつたやうな趣旨の講演があつて、こうしたものに對しましては我々は知らなくちやならん、知ることによつて我々の、今後の日本の國のあり方について考慮しなくちやならん、こゝろいふやうなことを申しますれば、それによつて成るほどおれは知らなくちやならんといふ中正な判断を決定せしめるに至つたといふことになつてせんだい動に問われるといふことになる。従つてその人がいわゆる探知若しくは収集しようといふ決意をするに至らしめたといふことになつてしまつては非常な危険なことになるのではないでしやうか。

○政府委員(岡原昌男君) せんだい動といつたやうな言葉だけを見ておられます。さういふ御心配も出て来ると思ひます。第一、せんだい動といふこと自体に中正な判断を失わしめるという要素がございませうので、その意思表示自体、講演なら講演の内容といふものがさういふやうな性質のものでなければ

ならんという先ず制約が出て参ります。それから一つの犯罪のせん動でございまして、その基本の犯罪の構成要件についてのせん動がなければならぬわけでございます。従いまして單にやれ／＼とか何とかいうことだけで問題にならないのでありまして、犯罪行為の構成要件についてのせん動がなければならぬという趣旨は、これは当然のことでございます。

○伊藤修君 だからその犯罪行為が例えは内乱罪だとか或いは騒擾罪だとかいうものならばつきりして来るのですけれども、ここにいうところの犯罪行為といふものは客体は合衆国の機密であり、犯罪行為は探知、収集若しくは機密の漏洩ということにあるのですから、こうした行為に対して教唆といふことを含めるというのは別問題としてせん動まで含めるといふことになればあいまい模糊として来るのではないかと。新聞雑誌の論説においても容易にこれがせん動とみなされるということに結論が得られるのではないでしようか。

○政府委員(岡原昌男君) その点は午後の冒頭にも申し上げました通り第一に過失犯は全然処罰いたしませんし、第二に、只今のまあ第六條は後述にしておいて御質問でございまして、或いは少しその点明らかになつておられないかも知れないのでございますが、第六條におきましては／＼要件をしぼつております、その要件についてすべて認識があつた上でやういふうな犯罪行為といふものをせん動するということに相成りますので、さういふ御心配は運用上ないものと存じます。

○伊藤修君 あなたは心配ないと言ふけれども我々國民は皆心配しているのです。だからお尋ねしているのです。すからこの点は今の御答弁では大変満足しかれる。第六條をお伺いするときに重ねてこれはお伺いすることにしたましよう。それとこの第七條において教唆の教唆はどうするのですか。

○政府委員(岡原昌男君) いわゆる教唆の教唆といふのは刑法におきまして問題になつておる点でございます。それで理論の如何によりましてこの取扱が違つて来るというところはあり得るものでございますが、これは一般の刑法において問題になりましたところがそのままこれにも当てはまるということでございます。

○伊藤修君 それは一般の刑法理論においてはそのままではまるといふ解釈は非常に私は議論にならないと思ふのです。この場合におきましてはいわゆる共犯理論として行けば或いは一般の刑法理論でいかも知れませんが、この場合においては教唆をいわゆる独立犯として処罰しておるのですから、それに対するところの教唆なんですから一般刑法だけでそれは説明はつくのですか。

○政府委員(岡原昌男君) いわゆる純理論的にこれを考えますと、教唆が独立罪としてある場合には教唆の教唆といふことも考え得るわけでございます。但し実際問題といたしましてはその実情を仔細に検討いたしまして従前に理論に走るがごときことは運用上はあるまいと存じます。

○伊藤修君 従前に理論に走るようなことは運用上ないと思ふのです。すから、根本的に教唆の教唆を処罰するかどうかということをはつきり伺つておきたいと思ふ。○政府委員(岡原昌男君) この教唆の教唆についてその言葉を、同じ言葉でありますから只今分解いたしますが、この独立犯たる教唆、つまり第七條の教唆に対する教唆につきましてはこれは從属の普通の六十一條がそのまゝ動いて来る、かような趣旨でございます。重ねて申し上げます。この法案の第七條に規定してあります教唆は独立犯として処罰されるわけでございます、その独立犯に対する教唆が刑法の六十一條でかむるかどうかという問題であります。これは一般の刑法理論からかむつて参るわけでございます。併し同時に一般の刑法理論からいたしましてこの六十一條でかむつて来た教唆については、この独立犯が成立した場合に初めて成立するといふことになるわけでございます。もう一つ附加えますと、この法案における教唆の教唆は独立犯としては処罰しないと、かような趣旨でございます。

〔速記中止〕

○委員長(小野義夫君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(小野義夫君) 速記を始めて下さい。それでは法務總裁に対する御質問がありましたらこの際お願いいたします。

○羽仁五郎君 午前問題になつたあの吉田委員の御発言に基く問題は、あらかじめ外務省からの答を頂いてそれから法務總裁に対する質疑を行われるのだと思ふので、その点については吉田委員が後ほど御発言になることだと思ひます。私から法務總裁の御意見を伺つてお

きたいのは、どうもこの刑事特別法案なりそれから又破壊活動防止法案なんというふうな言論集会、結社その他団体行動などを制限するやうな法律案が、國民の自由を制限する上において非常に重大な意味を持つてゐる法律案である。従つて国会としてはこれらを最も重要視し、そしてこれについて審議はいやしくも遺憾のないことを期してゐるつもりなものであります。政府では或いはさういふ点について、これらの例えは我々が今審議してあります刑事特別法案についても、これらが國民の自由を制限するものであり、又濫用された場合は恐るべき結果を生ずるという点について、十分この重大な關心を拂つておられないのじやないかと、いふ疑いを持つてあります。その第一の点は吉田委員からの御発言の点でありますから吉田委員の後ほどの御発言に待つことにいたしまして、第二の点で私が伺いたいのは、これはさういふやうなこの刑法以外の特別法を制定されて、そして基本的人権を制限するといふやうな態度に出られる場合には、これはと相対して若し政府が基本的人権の尊重といふことにおいてはささかも欠くところがあるならば、そちらの手段を十分なさなければならぬと思ふ。この点で法務總裁に伺つておきたいのは、前に一度お伺いをいたしました、その後の情勢を見ておりました、また依然として解決されないように考えられます人権擁護局の問題であります。で、さういふやうな刑事特別法案であるとか、或いは破壊活動防止法案であるといふやうなものが、国会において若し一今政府が提出されてい

るやうな原案で成立いたしますと、これは法務總裁も恐らくは或いは基本的人権の制限において濫用に亘るやうな場合があつてはならないという点では深甚の關心をお持ちになつてゐると思ふ。従つてさういふことがないために勿論これらの法案の審議を慎重にしなければならぬと同時に、他面において人権擁護において一層今日以上に意を用いられるということがあつて初めて世論がこれを納得するのではないかと。幸いに法務總裁がその後御苦心の結果、人権擁護局といふものは決して現状よりも如何なる意味においても縮小されるものではないといふやうなお答えが頂けることができれば、私も誠に安心をするものなものであります。或いは在外まだ多々困難があるのではないかと。昨日もこの委員会が散会いたしましたあとに、日本弁護士連合会を代表せられて各位が見えられました、委員長初め各委員に向つて人権擁護局を存置せられることについて強硬なる申入れがございました。で日本弁護士連合会においてもさういふ点において深甚の關心をお持ちになつておられる。私もその問題についてその後些か研究してみたのであります。人権擁護局の現状は法務總裁よく御承知のように中央においても十四名、これは局長それからそのほか三人の課長それから給仕、小使さんといふのを含めて十四人、ですからこれを課へお下げになりましたもまさか全部整理なさつても十四人の整理にしかたない。それから地方におきましては人権擁護局関係において職員がいなければならぬ場所が大よそ五十カ所あるのであります。大よそ五十カ所に対し

て定員がおよそ六十名です。つまり一カ所について一人何分しかお出にならない。これを削つてまきか一カ所に半人置くこともおできにならないと思ふ。そうすれば中央で十四人、全国で六十人これだけの陣容で今人権擁護局という仕事をされておる、これは行政整理をするという事は政府の側では人権擁護についての仕事は責任は負われないということになつてしまふのではない

か、これが第一点、ですからこの第一点については極端な言葉をいれれば羊頭狗肉をやつておられる、それを今縮小せられて羊頭狗肉にせられる必要がどうしてあるだろうか。それは勿論羊頭狗肉で満足するものではないが、併し少くとも羊頭狗肉である現在それを羊頭狗肉にするということが法務総裁の御在任中に行われるようなことは私としては甚だ納得できない。

それから第二は、たとえ課に下つてもそれだけの人員を置いておく、それだけの仕事はなされるというやうなお考えであるかも知れませんが、人権擁護という特殊な仕事の性質上これはどうして独立の局というものがなければ行えないものだらうと思ふ。その理由としては二つ考えられるのでありますが、第一若し課になりました場合には勧告がなされるというとき課長から警察その他に向つて外部に向つて勧告がせられるという事は恐らくできないと思ふ。それから民事局長から勧告をなされるということになる。そうすると民事局長は元来民事局の仕事というものはこの人権擁護とは直接関係がない、戸籍とか供託とかそういう仕事をしておられるやうです。そうするとそれを受取つた警察なり何なりでは縁

のないところから勧告が来たように考へざるを得ない。これはどうしても人権擁護という仕事はこれは法務府に様々ありになる、そういう関係の仕事の中でも人権擁護という仕事は政府の仕事の中でも特殊の仕事であるから、どうしても或る程度までの独立性というものを持つことによつて、その趣旨が貫徹せられるのじやないか、これが第一点であります。

それから第二の点は、この第二点と申しますか、その点が私は独立の局として存在しておることの必要があるのじやないか。たとえ人員は現在以上にお増やしになることができないでも、せめてこれを独立の局として置かれることによつて初めてそういう特殊の性質を持つた人権擁護の目的を果し得るのではないか。

第三の点は、この前法務総裁のお話にございましたが、こういう仕事は政府でやらないで民間の弁護士連合会などにおいてして頂く、そういうために或いは政府は予算上の補助その他を考へることもできるのじやないかというお話もあつたんですが、これは事実上例えれば最近起つた亀有で警官が少年を射つて逃げた、少年が外資一つを持つて逃げて行つて、友達の家へ逃げ込んだのを障子の隙間からピストルを挿入れて射つてしまつた、この事件について弁護士連合会、自由人権協会、民間側から深甚の関心を持つて警察に行かれて、それで調査をしようとしたのですが、警察署長も面会されないので、なか／＼民間の側から調査もできない。人権擁護局から行かれると調査の目的が達せられた、これが現状です。それから第三は、日本弁護士連合会

において、人権擁護の特殊のすてに機構をお持ちになつておるならば、或いはそれにかんがりの部分をお委せになることもできるかも知れませんが、現在そういうものができておるわけではなく、そうすると今人権擁護局のほうを縮小されますと弁護士連合会がそういうものを機構を充実するまでの間には空白が生ずることにもなると思ひます。それから仮に弁護士連合会のほうでそういう機構を拡充せられるとしても、人権擁護というやうな仕事は民間とそれから政府と相待つて行われて初めてその目的を達するのであつて、政府側でそういうやうな責任を軽くお考へになることができないという筋合のものではないかというふうに思ふのです。以上三點、第一には縮小せられる実益は全くない、そして第二、第三のやうな点で縮小することによつて失うところが実に多大です。独立の仕事としての権威を失つてしまふ。そして又民間でこれらの仕事を民間だけでやるというところはできない。そういうふりに得るところの実益を得られる点は全くなく、失われるところは多大であるという点から、どうもこれは弁護士連合会その他今朝の朝日新聞にも投書でこの問題が取り上げられておるやうですが、一般に世論がこれについて了解ではないかと思ふ、或いは政府はそういう意思ではないかも知れないが、これが更に結局一時の空念仏に終つてしまふのではないかという不安を抱くこともその理由なしというのです。いわんや最初申上げましたやうに、今我々が審議しておりますやうな刑事特別法案なり或いは政府がすでに衆議院において御

説明になつておるやうな破壊活動防止法案というもののによつて人権が制限される虞れがあるのじやないかということも世論が指摘しておる際でありますから、どうか法務総裁が格別なお力を御苦心をなさいますと、この人権擁護局が課に格下げになるやうなことがないように御盡力を頂かなければならない。これはこれらの法律案を審議いたしますときにはこういう法律案が通り、而も他面人権擁護局が課に縮小されるというやうなことであると、一層これらの法案の審議に我々は不安を感じるので、その理由から今の点についての御所見を承わらして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 答へいたします。羽仁委員の仰せになつたやうに憲法に保障されておる基本的人権はどこまでも擁護しなければならぬと考へております。そして人権擁護局の問題でありますが私は常にこう思つております。問題になるのは二つある。一つは官吏が普通の人民に対する人権の侵害と、普通の人が普通の人に対する人権の侵害、これが濃厚にある。この両面であります。そこで最も世俗に言われるのは、官吏が人民の基本的人権を侵害する場合であります。この場合の処置をいたしましては、私はこれは民間の団体でもつて常にこれを監視して、そして強力な推進力となつてこれを処理するやうなことが最も理想的だらうと考へております。官の者が官の者に対してのいわゆるお目付けというものはこれは私は逆であるところ考へております。そこで甚だ恐縮でありますが、私が曾つて関係しております第一東京弁護士会

で人権擁護委員というものを設けましてこれが実によく活躍したのであります。大きな事件についてこれが関係しないものは殆んどありません。世俗においては宣伝されるやうな事件についてはすぐにそれを取上げて相応の成績を挙げたのであります。現在もそれは、人権擁護委員会というものは作つております。それで私の理想案をいたしましては、とにかく全国の弁護士が一体となつて日本弁護士連合会というものの最近組織されておりますが、これが従来余りその面についての活躍はしていませんが、数日前にも私がこの会長に会ひましてこういう問題というものは最も人権擁護に邁進すべき日本弁護士連合会において取上げてべき問題じやないか。そこで人権擁護の問題については日本弁護士連合会において委員会を設置して、これに強力な推進力となつて当らせるのが極めて妥当だと考へるがどうかと、満腔の賛意を表しておりました。そのときには相當の会員も来ておつたのです。これに対する意見の発表というものは、ことごとく賛成された。そこでその問題とからみ合ひまして、この法務府の人権擁護局の問題であります。私は羽仁委員の仰せになりましたやうに、官と民とが互に協力してこの問題を取上げて行けば一番理想的ではないか、御尤もであります。私はそれで、すから理想をいたしましては日本弁護士連合会において早急に人権擁護委員会を組織されまして、そしてこれがあまねくこの民と官とを問わぬ人権侵害の問題についてはこのことごとく取上げて行く、そして一方においては官の人権問題を取上げる機関をなさに

せる、こう私は考えておるのであります。

そこで現在具体的の問題と考へますのは、人権擁護局がこれは行政機構改革の結果課になる、これは考へるべきじゃないかという御議論一応御尤もな御意見と私は考へております。併し私が常に考へているのは、日本人といふものはとかく何だか機構を大きくすれば、それで以て鬼面人を驚かせるようなもので、實に關係なく過大評価する傾向がある。これは私は非常に從來からすべての問題について、實質的問題で行かなければいかんのではないかといふことを常に叫んでおる一人であります。で今度の人権擁護局におきましてこれは課にいたしましたも決して人員を減らすような考へは毛頭持つておりません。むしろこれを強化するとして人員の減少などということは考へておりません。これを如何にして實質的によりよく働かせるかということに努力したいと考へております。そこで又話は元へ戻ります、早急日本弁護士連合会をして、いわゆる官に対する民間の監視と言へば語弊がありますが、いわゆる官職にあるものの民間人に対する人権侵害の問題なんかについて十分活潑にこれを取上げるようにその面において私はやりたい、こう考へておる次第であります。これもいろいろ金の關係も無論ついて来ることであります、その面についても予算の点についてはどうするかというところでございますが、私は多少成算を持つております。これは政府の厄介にならぬ、なるべくやない、民間としては民間人のみずからの手によつてやるべきだ、そこで私はここで発表

するの時期じやございせんが、民間人に呼びかけまして、そうしてこの人権擁護の問題について大きく取上げたいと、こういう考へております。

最近におきまして或いは羽仁委員も御存じかとも存じますが法律扶助の強化について、いわゆる刑事問題につきましては官選弁護の道があります。貧困者でも官選弁護人をつける、この制度があります、民事についてはありません。如何にも権利が侵害されておつても、民事訴訟を起すだけの資産のない者は起せないのじやないか、こういうことは放置すべき問題じやないといふので、我々はこれを取上げまして、いわゆる法律扶助協会、これも政府からの補助金云々と言われましてが、断じて政府からの手を借りずにやろうじやないかといふことで、まあ政府もこの趣旨には賛成するものですが、民間人の金を集めて最近にも活潑に動くようになりつつある次第であります。さうな次第でありますしてこの人権問題につきましても、これは民間においてこれを大きく取上げてこの推進力となることを最も至当な方法じやないかと、こう考へている次第であります。

○羽仁五郎君

今お答え下さいましたことの御趣旨はよくわかるのでありますが、さうして私も人権擁護の問題が主として民間においてなされるべきだといふお説には、全く同感であります。又さういつた団体が政府からの財政上の援助などを受けず独力でやつて行かなければならぬといふことの御趣旨に私も全く同意見であります。併し何といつても法務総裁が今お述べになりましたのは理想として私も全く同感な

んでありますが、御承知のような現状で、さうして日本の現在でなか／＼官尊民卑打破と申しまして、それは我々が努力しなければ到達できない將來の目標でありまして、現在のところでは警察なりその他の關係について民間が監視する人権擁護がないように監視をするために調査に参るといふような場合であります、さつきも例に引きましたように、これは弁護士連合会ですか、人権擁護協会でありますか、そこから然るべき弁護士のかたが警察署長に面会を求めて参られましても警察署長はなか／＼会わないし、調査もできない。人権擁護局のほうからい

でなければ直ちにその調査の目的を達するといふ例を引きましたのは、甚だこれは法務総裁も御同感と思ひます、遺憾ながら現在の状況において、まだ／＼その我々の理想とする人権のみずから人民の人権を守るといふところまで到達していないといふ点もございまして、もうこれ以上よく申しませんが、なかならず人員を整理なさらないといふふうであるならば、せめて人権擁護局という独立の局を存続せられまして、さうして國民の政府に対する人権擁護の期待というものに背かないようにして頂くことを心から切望する次第であります。これらについて万一縮小せられるようなことになりますと、更に又これがさま／＼の物議をかもし、又意外な事態を生ずることがあつてはならぬと思ひますので、どうか法務総裁がそれらの、只今私が申し上げましたような真意を十分御賢察下さいまして、人権擁護局はそのまま存置して且つその充実を図られるような方向に今一層の御苦心を願ひたい

いというふうにお願ひをいたしましたし、この問題についての発言を終ります。

○国務大臣(木村篤太郎君)

御趣旨の点はよくわかりました。

○吉田法務卿 午前中に問題にし、さうして資料だと言われた、資料について間違ひがあつたといふやうなことで問題になりました点を質して参るのであります、実は外務省のかたは岡崎国務大臣も渉外關係で御出席が願ひなす。それで官房長に出て頂くさうであります、官房長出て来られるといふことは、これは手続上の、正誤表を配付したけれども、それは議員に届いていなかつたといふ御趣旨で御出席になるのだと思つてあります、私はさういふ手続上の問題を申ししているのではないのでありますから、官房長の出席を待たないで質問を始めまして頂きますが、その点は、法務総裁、国務大臣として連帶して責任を持つといふ内閣の連帶性に基いて、その辺一つ御責任を感じて御答弁をお願いしたい。

私は第一に御質問を申し上げようといはしました、これは行政協定によつて、この刑事特別立法が出て来た。このことは法律案の名前それ自身にも書いてございまして、それから明らかなでございまして。法案の提案理由の説明にも書いてございまして。その行政協定そのものが、これはこの国会の初めからであります、随分問題になつて、條約であるといふ点も内閣として統一した意見でおいでになつたわけではございせん。或いはさういふ意見もあれば、或いは議員立法のやうなもので、安保條約第三條の包括承認の際に承認を受けておるのだといふことで、中味がそれだけなかつた安保條約が、国会の承認を受けておるかのごとく強弁されておる。この点について、これは條約であるから国会の承認を求むべきで、さういふ議論を出しましたが、不幸にして参議院においても僅かの差で、これは国会の承認を要しないといふことになりましたが、併しあの僅かの差といふものは、これは條約であつて国会の承認を受けるべきであるといふ多くの議論が国の内外にあつたことを明示しております。で、私はあの論議を通じて、これが憲法第七十三條に違反しておるといふ意味で違憲訴訟を考えたのであります。違憲訴訟ができるという有力な意見も相当ございまして、これは参議院の法制局長もさういふ御意見でありました。そこで行政協定の持つております効力といふものがはつきりいたしておりません。行政協定十七條乃至二十三條に基くこの法律の根拠といふものがはつきりしない。土合自身がぐらつておる。その上にこれだけの法律を制定するといふことは、作るといふことは、これは困難な問題である。さういふ意見に合せて質問をやつておつたのであります。特に二十三條の文句の中には、私が申し上げるまでもありませんが、この軍隊、それから構成員、軍属、家族それからその財産の安全の保護、それから後段及び公務上の充分な安全及び保護と、さういふことが書いてございまして、その恐らく後段のものであらうけれども、その中にはこの刑事特別立法の中心をなします軍機保護といふ問題が、この條約の文言からは出て来ないのじやないか。さういふ御質問をいたしまし

たところが、そこで初めてこれはミスプリントがあつて「公務上の情報」という言葉が落ちておつた、こういう御説明なのであつて、答弁といふか、弁明を受けたのであります。ところが、これは午前中、その前にもそういう御説明があつたと思ひますけれども、私もここにこの法律案を審議いたしますために、いろいろの参考資料をもちつておられます。これは或いは法務府においても責任はないとは考えませんが、参考資料の一つの中に、刑事特別立法案と、刑事特別法案と行政協定の対照表というものがあつております。それから或いは関係法令集というものがあつております。これら全部、これは私も今まで持つて参りました行政協定及びその交換公文と称せられます外務省から参りました法文と同じに「公務上の情報」という言葉が入つておられます。それからこれは何と申しますか、念のため申添えさすけれども、その後出ました、有斐閣から出ました六法全書の中に補遺であります、これに載つております行政協定の中にも、そういう文句は入つておりません。そうすると、国会の審議の参考と申しますか、持つて来られましたこれは正文でございます。そしてこの問題について論議が終りますまでにおいて、成るほどそれは第二回か第三回か知りませんが、正誤表を配つたと言ふけれども、我々の手許には届いておらん。或いは審議の際にはそういう重大な、何と申しますか、訂正なり、釈明なり、説明なりというものが外務当局からもなされておらん。どこからもなされておらん。国会の審議、論議を通じて、或いは

これは法務府から出たかどうか知りませんが、政府の、或いは国会の正式な機関を経て出て来た関係参考法令集の中にも入つておらん。或いは一般の国民の周知といふか、国民の中に配られた法令集の中にも入つておらん。言ひ換へますと、今それが條約であるか否かはとにかくといひまして、実体関係としては「情報」といふ文句なしに皆考へて参つておる。その上にこの根拠の薄弱な、そういう間違つておるといふことを今は言われまされども、そういう間違ひの基礎の上にこの刑事特別立法を審議いたさうとしたとしても、私もこれは困難だと思ふのであります。正誤表が居ていた、いなかつたを或いは事務員といふか、或いは官房長から手続上云々で弁明を頂く問題ではございせん。法務総裁から一つ御答弁を得たいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 行政協定が今問題に出ましたが、行政協定は安條約第三條によつて政府間において作られることは當然なことでありまして、これを以て今無効なりという御主張をいたされておられますが、承服することはできないのであります。而してこの二十三條の問題であります、この二十三條の原文には明らかに「情報」の文字が入つておるのであります。又これについての正誤表といふものはお手許まで配布されてないといふ御主張であります、我々の調査するところによりましては一般に配布したといふことになつております。併しながいずれにいたしましてもこの行政協定第三條に基いてこれらの法案が今御審議を願つておるのであります。この

二十三條の問題全般から見れば、私はこの軍機保護も当然の對象となるものと考えております。なおこの法案はいわゆる駐留軍の安全保持のために必要な法案を作成するに至つたのでありますから、今吉田委員が仰せになりましたこの二十三條の「情報」の文字が或いは吉田委員正誤表が御手許になく遺漏のままお読みになつて、この法案を御審議下さいとも、我々はこれは入つておるのだといふことを十分に御了解願つて下さる以上は、御審議願うのに少しも私は差支えないものだ、こういうふうに考えております。

○吉田法晴君 法務総裁は正誤表は配られておつた、吉田委員が知らなかつただけだ、こういう意味にされる言葉でございまして、先ほど伺ひましたところでは、全委員その点は承知いたしておられます。言ひ換へますと、これは衆議院は知りませんが、参議院の大部分はなかつたものと理解して参つたと思ふのであります。それだけでなく、先ほど申しましたけれども、今度の法律案の参考資料として、出所は法務府であるかも知れませんが、出ても、出て来た法令に全部入つておられせん。それからこれは一般に配られました、それは一出版社のこの法令集のあれだと言われるかも知れませんが、国民の間に流れておるものも、みな入つておらん。言ひ換へますと、これが條約であるかないかは別問題として、法律関係であることは間違いないと思ひますが、法律関係についてどういふ工合に理解されておるか、どういふ工合に行政協定があるかという理解が、実体的な問題についてはこれはなしに理解されておるといふのが事実と思ふのであります。いわゆる法源がどこにあるか云々といふこともございすけれども、或いは原文が外務省にあつたとか、そういうことは問題じゃないと思ふのです。そのことを私は第一に申上げておつたのであります。それからもう一つは、政府間の取極という今も御説明がございましたけれども、その政府間の取極が、如何なる程度にこの特別立法の根拠たり得るか。今のお言葉のように、例えば「情報」といふのが仮になかつたとしても、二十三條全体から、或いはこれは午前中にもそういうちよつと議論もございまして、行政協定の二十三條からいふことであるならば、それでも結構であります。併しながら、それならばこの行政協定に伴う刑事特別立法という名前も、それから提案理由の説明も、やり直して出て頂きたいと思ふ。法務総裁に御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は、この二十三條は、これは正誤表はお読みにならんと仰せになりますけれども、これは情報といふ文字が入つておる以上は、これは御審議願う上に一向差支えないと考えております。二十三條、これをこのまゝお読み下さつても、これはすなほ何すれば、私は駐留軍の情報の機密を保全してやらなければならぬといふことは理解されるものと、かように考えております。

○吉田法晴君 ほかの質問については答弁を願わないで、情報の原文には、情報という意味がどういふ意味か知りませんが、それは英語で書いてあつた行政協定の原文であるという意味に思ふのであります。国会が頂きました原文にはなかつたのであります。それから問題は、そういう法律関係、これは法務総裁が言われますように、アメリカの政府と日本の政府との間の取極だけであつて、それが国内法関係に影響しないものでありますならば、それはそれでもかまいません。併しながらこれを刑事特別立法の基礎にしようといふ行政協定といふのは、国内法の効力を持たない政府間の取極、それを基礎にして恐らくこの刑事特別立法を制作りになるのでは私にはなからうと思ふ。若し法務総裁が政府間の取極で国内法の効力がない、そういうものの基礎の上にこの刑事特別立法をお作りにならうといふやうなら、それでもかまいません。それでは併しこの刑事特別立法の表題にしても、内容にしても、違つて参らなければならぬ。

○国務大臣(木村篤太郎君) もとよりこの刑事特別法案は、安條約第三條に基いて作られたものであります。いわゆる駐留軍の軍隊の機密に關係したものであります。

○吉田法晴君 そうすると二十三條そのものが問題になつて参ります。二十三條は、これは両政府間の取極であるかも知らんけれども、それが実際に條約と同じ効力を持つ……條約と言われれば、條約と同様の法律的な効力を持ち、併し併してその法律關係の上に立つてこの刑事特別立法ができて来た、これは間違ひはないと思ふのであります。それをこの原文と申しますのは、政府間の取極、本當の原文……タイプでは落ちましたが、本文には入つてい

るかも知れません。併しそれが條約と同様の国内法的な効力を持つ法律關係の基礎になるためには、国会に配られた原文の中にもあるべきであらうし、或いは國民が理解する法律關係の中にも、そういうものが入つて来なければ、そういう基礎にはならんのではありませんか、こう申上つてゐるのであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) 取極の原
文には入っているであります。

○吉田法晴君 それは了解いたしました。

○国務大臣(木村篤太郎君) ただあなたのお手許に配付された、いわゆる写しと申しましょるか、それが入つていないということでありますから、こ

の行政協定の効力はやはりこの成文によつて縛られるわけであります。その成文の二十三條によつて國民の規律を定めるというのは、これは私は当然なことであらうと思います。

○羽仁五郎君　ちよつと速記をとめて……。

○委員長（小野義夫君）　ちよつと止め
て……。

〔速記中止〕
○委員長（小野義夫君） それでは速記
を始め。

○国務大臣(木村篤太郎君) この二十
三條にミス・ブリントのあつた点につ
きましては、法務総裁は政府を代表い
たしまして誠に遺憾の意を表します。

○吉田法晴君 遺憾の意を表せられましたので、手続上の問題については了承をいたします。了承をいたしますが、法理論については、これはなお続けざるを得ませんので御了承願いたいと思います。と申しますのは、この私ども

が今審議をいたしております刑事特別法案、この根拠と、それからこの條文そのもの、或いは内容というものは、これはどうしても関連がございます。で一步を譲りまして、根本論は措いて、そしてこの法案の中心をなしております軍機関係の問題につきまして、行政協定の中に情報という文字が入つておるか入つておらんかによつて、この軍機に關します規定というものは作らなくつてもいい、或いは作るべきか。それから作る態様についても私は變つて参ると考える。それから行政協定自身が兩政府間の取極で、そしてそれが條約上の性質を持つか、持たないか、條約の性質を持つつとしたしますならば、これは国会の承認を求めるといふことの必要もございましょうが、それによつて確定されたこれは條約上の国内法的な効力、その條約の国内法的な効力に基いて、この刑事特別立法というものが實際には生まれて來ておる。ところがその條約の国内法的な効力というものはいまいになつておつて、そうしてその上に刑事特別法というものを作るということは、これは基礎がはつきりしないので、言い換えますといふと、若し行政協定を條約でなくて、法の基礎になり得ないといひますならば、法務總裁の御答弁にもありましたけれども、安全保障條約第三條に基く、或いは第三條に關連する刑事特別法、かういふことになりましょう。そうすると法律の名前もそうであります、内容についても變つて來るが、變つて來る根拠はとにかくといひました、これはやはり通關しなければならん、かういふことに私はなると思ふのです。そうしてその政府間の取極めと

いうものが、どういう性質のものであるかはとにかくとして、法的なものであることに窺ひはございません。法律関係であることには間違いない、その法律関係の中の文句というのは、印刷に載つておるかどうかということとはとにかくといたしまして、それが国民の間に或いは国会においても、どう理解されたか、紙の上にどう書いてあるかはとにかくとして、実体法上どうであるかということは、それがどう紙の上にあるかなしということも相当大きな問題じゃないか。こういう点を論議し、質問をしておるのでありますが、法制意見局長官一ツ助け船を出してやつて下さい。

○政府委員(佐藤達夫君) この字句の問題は、今法務總裁の御発言によつて完全に御了解頂けたことと存じます。が、私どもの立場から一言させて頂きます。先ほど岡原政府委員も申したと存じますが、我々はこの法律案を立案いたしましたについては、まさにこの條約の原本によりまして、公務上の情報 of 十分な安全ということに基いて、この機密關係の條項を立案いたしましたのであります。立証の手段はいくらもござりますけれども、例えば三月二十日に

発行されましたこの「時の法令解説」という印刷発行のものがございまして、これに行政協定の解説をいたしております。解説については別に政府の公の何の意見ということはございませんが、その中に参考條文を日本文、英文、双方載せておりますが、このものについてははつきり二十三條のところはこの「情報」という文字が入っております。これは強制意見局の編集という事になっております。さようなこ

とで我々が立案いたしますにつきまして、完全に原本に則つただけは御了承願つておきたいと存じます。

そこで今の條約と国内立法との關係についてお尋ねでございましたが、これは先般たしか民事の再審査の際に、非常に私敬服いたしましたのでありますが、議定書の關係について、やはり国内法との関連を御指摘になりました、その際も一応はお答えをしたのであります、このほうのこの行政協定の二十三條の問題は、丁度あの三年三か月ですか、あそこをまあ六か月というよ

うなふうに国内立法をしましたのと同じような関係に立つのであります。もとよりこの二十三條の中にあります必

要な立法を求めるという文字がありません。それに基いて立案をしておるのでありませう。従いまして政府としては立法義務を負つておる。その立法義務の範囲は何かというと、今申しましたこの公務の云々というところに、前のほうに列挙されております事柄について立法義務を果さうというので、立法を求めて本案を御提案申上げておるわけでありませう。一応その辺でお答えを切りまして、後の又お尋ねに應じます。

○吉田法晴君　そうすると、政府としては安全保障條約に基いて行政協定を結んでおる、この行政協定の正文には情報のおう言葉が入つておつた、その行政協定の第二十三條に基く義務と申しますか、それから出て来る當然の措置として刑事特別立法を立案した、こういう御説明であつたかと思ひます。その政府の責任はわかります。問題は、ここに刑事特別立法という法律を作る、国内法としてこういう法体系

を、実体法、手続規定、両方含んでありますが、法体系を作ろうというのであります。それは政府の責任ばかりであります。

なくては、政府が立案或いは国会に提出せられる責任でなくて、国の法体系としてここに作るう、こうしておるわけでありませう。その法体系の基礎になります關係、それは政府がアメリカの政府と取極をした、こういうことのみによつてはその法律体系の基礎にはなり得ない。そこに行政協定なら行政協定の法律關係というものが実体に問題になつて来る。その行政協定の法律關係と

いうものは、條約であるのではないのとにかくあいまい模糊と今しておる。そうすると、これは民事特別立法の場合に

重大であるだけに、もう一遍掘下げて問題にして、それも情報というものもあつた。併し原文にはとにかくとして、実体法律関係の中には情報というものはなかつたのじゃないか、一応入れたのですが、そこは落しますが、そこで基礎になる法律関係の性質を明らかにする必要があるのではないか、こういう意味で、それが條約であるかないかあるいはいまい模糊としておいて、議論のあるようなままで私どもは進むわけには行

かんじゃないか、こういうことを申上げておるわけです。

○政府委員(佐藤達夫) この行政協定の法的性格について申し上げます。率直にはつきり申し上げますが、行政協定はもとより條約でございます。実質上はもとより條約でございます。従いまして普通でありますならば、憲法七十三條の條文によりまして国会の御承認を得べきものであることは間違いないと思います。然るに、御承知のこの安全保

障條約第三條におきまして、特にこれは文理上も明白でございますが、駐留の配備の條件は阿政府間の行政協定で定めると書いてあるわけでありまして、その取扱は、文理上から申しまして、政府に一任されている形になつておりますのみならず、前の国会におきまして、両院の條約特別委員会におきまして、政府といたしましてはこれはもう改めてこの協定について国会の御承認が必要としない、安保條約の御承認によつて行政協定についての事前の御承認を得たものと考えられていることをはつきり御説明申上げた上ででき上つたものでございまして、従いましてこの行政協定は実質上條約ではございませうけれども、さういふ意味において更にここに重ねて国会の御承認を要すべきものではないということでございます。例を挙げて御説明申上げますれば、極めて簡單明瞭だと存じますが、御承知のように、たくさん條約の先例はございまして、新憲法になりましたけれども、例え郵便條約などというものが国会の御承認を得て出たものでありますが、それにも郵政關係に対する協定の締結権の御一任があるわけでありまして、それらと全く同じふうに考へております。

○吉田法晴君 佐藤意見局長官は、條約であり云々という御説明をせられて来たかと思ひますけれども、政府の当時の説明は、はつきりいたしておりました。仮に條約であるとしても第三條に云々ということ、これは吉田総理の御答弁であつたかと記憶しておりますけれども、はつきりいたしておきません。そこで問題になつたのであります。これはこれより以上議論をしても元の問題に歸りますから、この程度でおきますけれども、それが條約であり、それから安保條約第三條で包括承認を受けておる、こう言われても、包括承認の際には中味ははつきりしなかつた。今度でもさうであります。が、二十三條、この法律で問題にして来ると、情報という字が入つておる、こういうお話で、いつもとにかく前もつて承認を得たような恰好をして、おいて、あとから中味を出して来る。而もそれが国民の権利に非常な關係を持つておる、こういうことなんでありまして、再び安保條約と行政協定との關係のときにおけるごまかしを、今度は行政協定と刑事特別立法の際にごまかしをやる。こういうお話だと了解するのであります。(笑聲)これについてはまあ手続上の問題もございまして、手続上の問題を責めようとは思ひませうけれども、私は紙の上にとり書いてあるかということよりも、問題は国民の中に実体的な關係がどうであるか、これが一番問題だと思ふ。さういふ意味におきまして、行政協定が依然としてはつきりしないままに今日まで来た。或いはその中味として二十三條關係においてあいまいな点があつたという点、これははつきりしておきたいと思ふのであります。それから先は議論になりまして、省略をいたしまして、一応それでは細目に入ります前に、なお政府の御見解とは違ふところのものがあるというこゝをばつきりいたしまして、その点の質疑を終ります。

○羽仁五郎君 今の問題に關連して意見長官の御意見を伺つておきたいのですが、さういふような問題が発生して来ますと、今日のこの委員会における現状を御覽になりまして、この行政協定というものが国会の承認を得ておいたほうがよかつたのじやないかといううなお考えをお持ちになつておるのじやないかと思ふのですが、どうですか。我々決して形式的にさういふことを言つておるのじやないもので、アメリカの場合のように大統領が非常に大きな權利を持つておるといふ場合と違つて、日本の内閣総理大臣というその地位から言ひまして問題がありますし、それからさういふ形式上の問題は別として、国民の權利義務に關係するかなり重要な問題が出て来る、刑罰なども件つて来る。さういふものなんだから、今吉田委員が幾々質疑をせられ、又御意見を開陳せられるゆえんのものも、全く理由がないとは言へない。私が協定で拜聴しておつても、その理由がある。それは行政協定というものが最も慎重な方法を以て取扱われなかつたという点に問題があるのじやないか。従つてまあそれが誤植の問題にまで及ぶということがあるのじやないか。そこで意見局長官に今後のことについて伺つておきたいのですが、今後日本が実質的に外交上の條約と同じようなものを結ぶ場合、政府限りでやるといううな方法をおとりになることを望ましいと思ふうふうにお考えになるか、それとも必ず国会を通して国会の審議又は承認というものを尊重せられることが望ましいとお考えになるか。實際今後にも殊にアメリカとの關係においては、向うが大統領で行政協定締結権というものを持つておる關係から、絶えずさういふうなことが起つて行きやすいのじやないか。それで御承知のように現在アメリカにおいても大統領が行政協定を

締結する権限を持つておることが問題がないかどうかということについて議論があることは、意見局長官もよく御承知のことだと思ふ。これは學問上も議論があり、又政治上においても議論があります。又第一次、第二次などの世界大戰前後に、それから、或いはベルサイユ條約の場合とか、さういふ事件をめぐつて最近一時的に大統領が行政協定を締結する権限というものを拡大された。その当時の事情はともかくとして、さういふ傾向がだん／＼増大しているといふことはアメリカにおいて問題のあることだ。いわんや日本の場合に、アメリカの大統領と日本の政府とが行政協定を結ぶといふことが、仮に内閣総理大臣の権限の不当な拡大といふことになつて、それで国会の立法權といふものを縮小するといふうなことになるて行くことは望ましくないと。私は過去の問題は問題として、この行政協定が結ばれたようなことが今後繰返されることはどうかして防いで行かなければならないと思ふのですが、意見局長官としてはその点について今後も實質的に外交條約と同じものが、国会の審議乃至承認というものを經ないで行かれて差支えないといふうにお考えになつておられるかどうか。その点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) この根本問題につきましては何も閣議決定を経たわけでも何でもございませうけれども、少くともその御にありますが私として考えますところは、今例にもお出しになりましたアメリカにおけるエグゼキユティヴ・アグリメントと申しますか、あの執行機關による取極の制度、これは非常に私は廣くなつていと思ひます。そのまゝの原理を日本の憲法にもつて来ることは到底これは困難であらうと私は確信いたしております。但しこの行政協定がアメリカのエグゼキユティヴ・アグリメントと同じであるといふことについては、私はそれははつきり導く。何ともなれば先ほど申し上げましたように、これは安全保障條約の三條というものによつて總括的に承認をされている。又その承認の根拠といふものは、三條の文章の上からははつきりしてありますし、政府も當時十分御説明しておりますといふ点から、この行政協定は今結ばれているうなアメリカのあれとは全然違ひます。この行政協定に匹敵するうなものを、安全保障條約といううな親も何もなしに、政府が手づから締結するといふうなことは、少くとも私がその職に在る間は、大きなことを言ひ過ぎて申訳ありませんけれども、したくないと思つております。而して万止むを得ないで今後この安全保障條約のうな形で親の協定、これは先ほど例に申しました通り、少くともは幾らでもあります。例えは郵便條約のうなもののについてその道を全然塞がれてしまつては行政上の運営はできません。従つてさういふことはあり得ると思ひますけれども、その節は條約の文言の上において、政府においてははつきり御説明を盡して御審議を煩わしたいといふうに考へております。

○吉田法晴君 今の御答弁に關連してあります。私の目の黒いうちには今後郵便條約その他のものは別であるけれども、広汎な根拠のない獨立の條約

について、締結或いは国会の承認を求めないことではないという御熱意のある御返事誠に力強く感ずるのであります。先ほどの法務総裁の答弁を聞いておつても、條約であるという点ははつきり御言明になりました。政府間の取極でありますからという御答弁であることはお聞き及びの通りであります。従つて行政協定の性質についてはまだ閣内意見がはつきり統一されてはと私は了解いたしません。これは實際問題としてその点が一つ。それからもう一つ、これは郵便條約その他の問題については、その前の議論はいたしませんけれども、国民の権利義務にこれだけ影響のあるものでないことははつきりしております。それは郵便關係について、恐らく国民についても、その内容が出ましてもその問題にならぬものであります。安保條約の第三條で包括承認を得られると言つてけれども、文句の上では成るほどそうです。それではそのときに国会も、行政協定について国会の承認を求めるのであるということをはつきりしておけばよかつたといふことは、あとからは言えませんが、併し中味のわからぬものについて、或いは経験のないものについて、そういうことを言えといふことは實際無理で、そこであとからできた行政協定について、その中味はこれほど国民の権利義務に關する問題であるから、たとえ安全保障條約第三條に基いて包括承認を受けたような形になつておつても、その実体について国民の承認を求むべきものである。若しこれを言うまでもなく政府の行政権による、或いは外交権も含んでおりますが、政府

の行政裁量という形が出て来る。だからそういうものは、これは民主主義の或いは憲法の運営上防がなければならぬという意味で議論を申上げて来たのであります。その点を形式的な今までの経緯なんかに關連せず、これはあなただけの黒いうちに一つはつきり確立をして頂きたい。で、行政協定問題についても議論のはつきりしておらん点は、これは今の問題でありますから、法制意見局長官として御努力願ふ余地が十分あると考えます。

それからもう一ついふに伺います。先ほど「時の法令解説」ですが、私も実はそれを持つておつたのですが、そここのところは実は讀んでいなかつた。併しこれは法の実体、法の法源がどこにあるかといふことは問題ですが、私もこの機の上に載せているもの、政府からもらつたもの、或いは有斐閣から出ているもの、今政府委員が新聞をお持ちになつておられますけれども、そこに出てくるものが皆入つていないといふと、日本の法關係としてどちらが生きてゐるものか、或いは生きようとしてゐるものか、こういう点についてはこれは私は日本全国に散らばつてゐるものを全部取寄せてみなければわかりませんが、恐らく入つていないものが多からうと思ふ。その実体法關係を先ほど問題にしたのでありますから、この実体法關係についての御意見、いわゆる法源政府の、先ほど法務総裁は原本はと言いました。原本は紙の上、法律關係は紙の上のものが法律關係になるのじやありません。その点についての御意見と御意見を承つておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 政府が公の

行為として今の條約關係においてとります措置は、勿論この原本の作成、これは根本であります。それが今度は國民に知らせる方法、これはどういう方法によつて知らせられますかといふこと、憲法七條の天皇の行為として條約を公布することとなつております。これが國民に知らす面においての公の、公式の方法でございまして。ところでその國民に對する正式の公布はどうなるか、これは今までの扱いに則りまして、條約発効の日に官報で公布するつもりであります。従いましてその官報が正式なる政府の公表でございまして、その官報においては勿論この文字が立派に入つて出て参りますことを御期待頂きたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) ちよつと、法務総裁が見えましてから法務総裁に對する御質問を……

○内村清次君 法務総裁に御質問いたしたいのですが、これは行政協定が結ばれてから国会の論議になりましたときに、その当時は法務総裁はこの国会で一番問題になりました職力の問題、憲法九條の問題、この問題に集中せられておつて、大體行政協定關係は岡崎國務相が主として一人で受持つておられたやうでありますけれども、併し問題は行政協定の中でも、殊に裁判管轄權の問題につきましても、この問題一つでやはり憲法の條約と匹敵をするような行政協定である以上は、国会の承認を求めなくちゃならぬ、この一つでさへもこれは国内的輿論が湧き上つたことはもう御承知の通りであります。當時の岡崎國務相の御答弁によりますと、とにかく今回の行政協定の裁判管轄權の問題といふものは、

これは確かに屬人主義で、輿論も治外法權である、こんな不平等な行政協定を結ぶことは、これは以てのほかだ、これは平等じゃないのだといふやうなことに對しまして、とにかくこれは暫定的であつて、大西洋條約が締結されておると、その効力が発生したときにおいては、これは直ちに日本の要請によつてこれは解消するのである、こういうやうな答弁で終始せられたやうに私は考へておるわけでありまして。勿論この行政協定の第十七條には、その第一項においてこれが明確になつておるのですが、私はそのときに恐らく行政協定をラスクとの間に話合ひの途中にこの裁判管轄權の問題だけはあなただけは少し突張つたと、これは承諾しちやあとで困つた問題にならないかといふやうな情報も私たちは聞いて、さすがに木村法務総裁は日本人的なしつかりしたお考えがある、こういうふうには思つておつたのですが、やはりこういう協定になつてしまつた。そこで總裁といふことは、これはどういふふうにして第十七條の第一項を是非とも一つ貫いて行くという御意思があるかどうか。いわゆる要請をして早く一つこの問題を解決するのだというやうな御意思があるかどうか。この点を先ず第一点として聞いておきたいと思つております。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。今内村委員の御指摘になりました点であります。御承知の通り北大西洋條約がこの行政協定ができるときは、まだ効力を発生しておりません。そこでこの行政協定に基いていろいろ法案が出たわけでありまして、その當時に発効いたしておれば、或いは北大西洋條約と同じやうな協定が結ばれたかと思われまゝ。併し實際のところを見ますと、一體北大西洋條約のやうなきめ方が果して有利であるか、現在のやうなきめ方がいいんであるか。これは私の考へですがはつきりした目途はつかないのです。世間往々にして行政協定の裁判管轄權の問題であります。治外法權といふことを言われておりますが、御承知のやうに治外法權といふのは、主として領事裁判權のやうなものです。或る一定区域の中ではその國の人もその裁判權に服する。これは日本で從來あつたことですから。そういうことになつたこと、いわゆる完全な治外法權なんです。その区域は完全に向うの裁判權に服する。内地における日本人といふのは決して向うの裁判に服するわけじゃないのであります。ただ向うから来たやうな人間の或る部分は日本の裁判に服するだけのことなんです。そこで御承知の通り、米比協定なんか見ると、いわゆるフィリピンとの或る一定の大きな区域の今言つた領事裁判權を持つてゐるのであります。そんなものとおよそかけ離れた人間の或る一部のものが日本の裁判權に服しないといふに過ぎないのであります。北大西洋條約もよく検討してみまして、これは御承知の通り日本が有利と思へばそれに移り変つてよいといふことになつております。その点についても我々は詳細に検討してみたい、こう考へております。

○内村清次君 その点は私たちは少し

又所見を異にする問題でありまして、安政年間にありました領事裁判権、これはその地域だけですはな。ところが今回の協定を結んだところの、政府のほうで言うところの施設、それから私たちがこれは確かに日本の国内に基地があるのだと、こう考えておるのですけれども、区域だとか、施設だとか、こうおつしやつていますが、これは相当私は広範囲に亘る問題ではないか。而もその区域外におきまして、やはり属人主義でありまして、向うのほうの犯したところの、それに關係した日本人といふものは、勿論裁判権は日本人には裁判権はないけれども、向うのかたは向うの裁判に服さなければならぬ。被害者は、或いは又日本人であつてもその被害とては被害といふものは、相當広範囲に亘る気がしやしないか、こゝういふ考え方を持つておられますからして、私たちはあの當時よりもむしろこれは日本人にとつて影響が多くはないかといふことを考えておるわけですから、そこで問題は先ほど第一点として質問いたしましたように、その法務總裁のおつしやるようなお考えであつたならば、たとえさういふ協定の発効があつても、日本は要請しないようなことになるのですかどうですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 決してそのうではありません。これは我々も十分検討して、國民の輿論の向うところを伺しまして、北大西洋條約のほうは日本について有利だといふことであらば、無論私は率先してそれに切替へることを要請するつもりであります。

○内村清次君 そうですね、これはもう行政協定の十七條を基といたしまして、先ほどから同僚委員から質問

疑をいたしました二十三條の問題でできた立法措置でありまして以上、この法案はどこまでも暫定的な法案です。こゝういふような御意思に承わつてよろしくござりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) その意味ではさうなると考えております。

○内村清次君 そうですね、やはりこれはこの法律は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の発効の日から施行すると、施行は附則にはつきり書いてありますから、さういふことをやはり諷つて置くべき必要はないか。暫定法案であるといふことを私はち法は法の根柢といたしまして考へるわけですが、この点に対しては政府はどうお考えになるか。

○政府委員(佐藤達夫君) 一応は御尤もに拜承いたしましたけれども、この法案そのものの表題にも明らかに出ておりますように、行政協定に伴うということ、この法律そのものは行政協定と運命を共にするものであります。而もこの十七條關係の法案につきましても十七條關係と運命を共にすること、これが明らかになつておりますので、これで私どもは十分であらうと考へております。假に附則で御趣旨のようになつて書きましても、何月何日までと書けばこれははつきりしますが、この性質上さういふことは書けないことであるので、今の表題等によつて、或いはこの内容によつてその趣旨は当然窺ひ得るというふうに御了解願つて結構であらうと存じます。

○内村清次君 次にお尋ねいたしますことは、この法案が提出せられましてから、これは一番心配されておるこ

ろは勿論広汎でありまして、新聞關係は特に心配されておる、而も取材關係で心配していることだと思ひますが、又直接に心配しておるのはこの條文の第二章の罪の中に關係しております。直接の勞務者の關係、或いは又は今後この駐留軍の指定を受けるというやうな業務に携へる人たちの關係でございまして、特にこの國際的な問題がいろいろ／＼の変化がなされて参りますと、この法案で相當広範囲に影響を受けた人たちの間から、或いは又は實際は獨立といふやうな日本の形態の上につきまして駐留軍がおるといふことは、これはやはり一方におきましては本當の獨立をやらないのだといふ考へを持つておるかた／＼もあるものでありますからして、この法案の影響するところによりまして駐留軍に對しまして早く一つ撤退をせよといふやうな考へを起す人も出て来やしないか。さういふやうな若し運動といふものが展開をされる場合においてこの法案の第六條に基くやうな駐留軍の、即ち合衆國軍隊の安全を害すべきといふこの用途で、さういふ運動といふものが匹敵するやうなものと相成つて行くかどうか。これは重要な問題でありますからして、さういふ運動の問題につきまして一つ法務總裁の明確なお考え方を教へて願ひたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) さうな運動はこの六條には決して該當いたさないと思ひますが、それから今の駐留軍の問題であります。もとより我々としては一日も早く駐留軍の引揚げを希望するのであります。私は

日本國民の一人といたしまして一日も速かに日本がみずからの手によつてみずからを守り得る態勢を整へ、さうして駐留軍が一日も早く引揚げてもらふといふことの時期の來たらんことを希望する一人であります。

○内村清次君 それから新聞關係で一番心配しておられるやうなことは、これはもう現在でも、而も又アメリカでは特にさういふやうな記事として扱つておられる、或いは又又又として出ておるといふやうな、これは軍事機密的な内容全般を公開するやうなことではないにいたしまして、例へば新銳の飛行機ができて來た、これを発表するのだとか、それから又又又一つは民族運動がどこに起きておるのだ、こゝういふやうなことを記事として書いて行く。こゝういふやうなことが取材をされ、而も又掲載されたといふやうな場合のときにおきましてこれはあえてこの法案は適用しないといふことであるかどうかですね。

○國務大臣(木村篤太郎君) もうすでにアメリカの新聞、雑誌なんかで明らかになつたものは日本の新聞記事などに掲載されても一向差支えないといふ考へております。大体日本の新聞なんかで発表されるのはアメリカにおいてもう発表されたものなんです。発表されないものが日本の新聞に載るといふやうなことは恐らくこれは將來においてもなかつたやうな考へております。

○内村清次君 それから特別表の問題でございしますが、この別表の中に、これは私たちも経験した、太平洋戦争のときに経験したことです、運輸又は通信に關する事項の中で特に運輸關係であります、このイの項の「軍事

輸送の計画の内容又はその実施の状況」といふことが出ておりますが、これはやはり汽車一つ動かそうとするには相當な準備な計画を立てなければならぬ。その計画といふものはやはり一般取扱うところの職員もこれを徹底させなくては列車の安全といふことは図れないわけですから、その安全が図れないところの、例へば今後は軍事輸送の形體といふことになりまして、か、駐留軍の輸送といふ名を打つて行くにしても、とにかく機密の判は押してあります。確かにこれは軍事機密として押してはあります。例へば貨物列車はその取扱をする、例へば貨物列車であるとしたならばその運送店の仲仕の人たちも或る程度知らなくてはならんことになつて、さうしてさういふ問題が円滑に總合して列車といふものが運轉されて行くのです。さういふやうな取扱つておる人たちが自分自身は職務を遂行するために、勿論他人に機密を漏らさうといふ考へも何にもない。何にもないがそれが他人にどういふ方法で漏らされたか知らんが、それが一つの大きな問題になつたといふやうなことも戦争中にはあつたのです。こゝういふやうなことで非常に運輸關係は心配しておるのです。この法律の制定に對してはこれはどの点までこの法案に對しての罰則として脅威を逃れることができるか。この点につきまして一つ御説明をお願いしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 御心配は御尤もに存じますけれども、これは十分御安心願つてよろしいと存じます。今の輸送關係の現業に従事してあります人々の知り得る事項といふことにつきましては、第一にこの別表に確かに準

つておりますけれども、その点はやはりこの第六條の今の第一項でございいますか、この條件が全部かぶるわけでありますから、第一に公になつていないもので、而もそれを探知するについて「軍隊の安全を害すべき用途に供する目的」を有する、或いは「不当な方法」というようなことが全部かぶつております。従いまして普通の輸送の現実の業務に携わつておられるかた々がその機密事項を知り得るといふこともこれは想像できませんけれども、この條文の建前から申しましては御安心願つて結構であると思ひます。

○羽仁五郎君　今の内村委員からの御質問の点に關連するのでありますが、
 そうしてこれはすでに法務總裁は、その点についての見解を表明せられてお
 るのかと思うのでありますが、念のため伺つておきたいことが二つあるので
 あります。第一はこの刑事特別法案
 について先日も新聞を代表せられるか
 たがたの御意見を伺つた際にもその問
 題が繰返して出て來たのですが、この
 法律が如何にも今意見長官の御説明
 のように、正当な職務によつてこれら
 の活動に、これらに關係する人々を脅
 威するものじやないということは明か
 なのであります。併しその中でもなか
 んずく国会議員並びに新聞記者、そ
 れからこの駐留軍の仕事を担当せら
 れる労働組合、これらの人たちがその
 職務の上から、国会議員がその職務
 の上から、又新聞記者がその職務の上
 から、それから又労働組合のかたがた
 らの職務の上からなされるところの
 海に對して、いやしくも脅威をなす
 のではないといふうちに我々も信じ又
 当然そうあることを確信しておるの

ありますが、その点について特に法務
総裁がはつきりした見解を示しておか
れることが有意義であらうというふう
に思われるのです。でこれはややもし
ますと、例えばその刑罰の、裁判にま
で行けばそんなことはないというので
すが、併し戦争中その他の経験から言
いましてどうかしますと、警察なり
何なり、そういう、いわゆる末端とい
いますか、そういうところではとかく
そういうふうなものにまでまあ責任上
といえますか、若し自分の責任が全う
されなければならんというふうな、昔
風の、官僚的の考え方で、あらかじめ
そういう点についても手配をしてお
く。それで新聞社で特に御心配になつ
ておるのは、戦争中軍機保護法によつ
て新聞社に向つて警視庁から毎日いわ
ゆるその記事差しとめの命令というも
のが来る。年に七千件もまあ来た。そ
うすると新聞の記事編集には絶えずそ
の警視庁から送られて来る記事差しと
めに関する通達をひつくり返して見
て、それで一々記事を編集しなければ
ならないようなことになつてしまふ。
従つてこの刑事特別法が成立しました
後にやはりそんなような関係でその新
聞社までに向つてもそういう記事、こ
らの記事は掲載せられると、刑事特別
法に触れるからというふうな、触れる
虞れがあるからというふうなことで、
この警視庁なり或いは何なりから新聞
社にそういうようなものが通達されま
すと、新聞の編集者は一々そういうもの
を見ながら編集しなければならぬとい
うことになることを非常に恐れてい
るくらいなんです。それから国会
議員が正当なる職務で国会において
これらの日本に駐在する米國軍或いは

その閉連について材料を集め、それから又その知識をいゆる探知し、又はそれについて発見をするということは正当の職務執行の上から、当然な事ななければならないことだと思ふのでありますが、併しながら例えは任期が終つた国会議員の現議員ではない前議員のかたゝがその現議員であられ大當時に、そういう職務上の活動をなさるために收集されたそれらの書類といふようなものが或いは問題になるといふようなことが又起つてはならないと思ふのであります。で正当な理由なくしてということがありますから、裁判にまで行けば、そういうことは救われるといふふうに思ふのでありますけれども、併しそれもあらかじめ警察などにおいてそういう点において行き過ぎたことをやる、或いは刑事特別法に触れる虞れがあるからと言つて記事差しとめを求めるような通達をなしたり、或いは国会議員がその職務を遂行する上に不安を感じたり、これらの点国会議員並びに新聞記者、それから駐留軍に關係する業務に携わられる労働組合、或いは労働者、これらの、それ以外にも勿論あると思ふのでありますけれども、併し大きな問題はこういうところにあるのぢやないかといふように指摘せられておりますが、これらについてこの憲法務總裁が刑事特別法といふものがそれらの正当な業務の上に行われたものが罪として考えられるといふことがあり得ないばかりでなく、それらの正当な活動がいやしくも脅威されるようなことがあつてはならないといふ点について所見を示されたいといふふうに思う。これが第一の点であります。

それから総いてお願いしておきたいと思ひますが、第二の点は、言うまでもなくこの刑事特別法案は安全保障條約に基くわけであります。安全保障條約はそこに明らかに明示せられておりますように、日本国に対する直接又は間接の侵略に対する安全の保障ということが明記せられております。然るにこの法案を見ますと、この点がさつき意見長官からお述べられになられましたように、表題においては明かではありませんが、併し各條項を見ますと、これがかなり底沈に解釈される虞れがある。で直接乃至間接の侵略に対する安全の保障ということのみならず、これらはめつたに起ることではない。勿論我々も絶対にそういうことが起らないことを望んでおるわけですが、假にそういう問題が恐れられる場合としても、めつたに起る問題ではない、そういうめつたに起り得ないものに對する手当なんです、その手当が拡大されて解釈されますと、又常時常に、毎日日本が、国民がこの刑事特別法の下に置かれ、そうしてその運用の下に、さまざまの正当な活動を脅かされるという虞れがある。この点について、これが暫定的のものであり、且つ又その安全保障條約に定むる直接乃至間接の侵略に対する安全保障を目的とするものであるということが明らかにされる必要があると思ひます。でこれも繰返しては恐れ入りますが、裁判その他になればそういう点は救われると思うのでありますけれども、取締りの上からあたかも常にこの正当な活動を脅かすようなことになつては、実にいわゆるその占領の継続

立の実感を妨げ、日本国民の活潑な活動というところが妨げられる虞れがあると思ひますので、以上二点について第一は国会議員、新聞記者、それから駐留軍の關係の仕事に従事する労働者及びその労働組合、これらの正當な活動は妨げられないのみならず、これらに對して脅威がなされてはならないのではなからうか。第二はこの刑事特別法が特に安全保障條約に定むる直接又は間接の侵略に對する安全を中心とするものであつて、當時國民の活潑な活動というものを制限し、又脅威するものであつてはならないのではなからうかというふうに思ひます。この二点についてどうか法務總裁はこの際明確な所見をお示し頂きたいと思ひるのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今羽仁委員の仰せられることは全面的に私は賛意を表する次第であります。この法案によりまして、いやしくも国会議員その他の人たちの正常な業務として或いは權利としてやる事柄については、何らの制肘を加えるものではありません。而して只今お説の警察なんかにおいてあらかじめそういうことを新聞報道者なんかに言つて、記事の点の取扱ひ方について指示したりするような懸念があるのじやないかというような御懸念でありますが、さようなことのないように万全の措置をいたしたい、又あつてはならんことであります。私の知る範圍におきましては、殊にアメリカは割合フランクであります、軍機におきまして、極く秘密でなければ、割合大びらなのであります、その点につきましては、特に私は駐留軍

の当局者と話し合いをつけて、いやしくも日本の国民の正当なる行動に對して、そういう懸念のないような取扱いをいたしたいとこう考えておる次第であります。

○羽仁五郎君 第二点の……。

○國務大臣(木村篤太郎君) 安全保障……。

○羽仁五郎君 第一点に全般的には御同意下さつたんで、それから第一点については又更に法務總裁の意見を示されたのですが、第二点のこの刑事特別法が、安全保障條約に定むる、直接又は間接の侵略に對する安全保障というものを中心とするものであつて、常時日本国民のあらゆる意味における活動なる活動自由というものを制限するものではなく又それらを脅威するものであつてはならないという点であります。それから念のために申し上げておきますが、アメリカの場合にも、最近これはアメリカの輿論で問題になつてゐる問題であります。御承知のアメリカの上院議員のマツカーシーといふかたによつて、最近アメリカの有名な評論家アルソップ兄弟を防諜法によつて告発しようとしておる事件があります。アルソップ兄弟が評論された評論は、皆さんよく御承知の、アメリカとソ連との空軍の比較をされて、それでソ連においては昨年度においてはミグ十五の飛行機が七千台生産されている、アメリカではこういうジェット戦闘機が、昨年度においては七百台くらいしか生産されてない、十分の一の生産しかない。又ジェット爆撃機の生産においても、アメリカとソ連とは非常に懸隔があつて、ソ連が非常に優れておる、こういう点で空軍の上ではアメリカはソ連に對して勝ち目が無いという評論をアルソップ

兄弟がニューヨークタイムスに掲載し、日本タイムスにも転載された。アメリカの上院議員がこれを取上げてアルソップの新聞評論をとらえて防諜法に違反するものだというを以て、アルソップ兄弟の新聞評論家としての活動に脅威を與えようとしておる事実があります。只今法務總裁は、アメリカは非常に寛大であるという印象を持たれておるようになりまして、非常に驚くべき言論抑圧を企てておられる上院議員があるということも事実でありますから、こういう点につきましても、なおそれらの影響の下に、万々そういうことが起ることはないと思ふのであります。問題は我々自身の問題であります。その点について、この刑事特別法案の審議の過程において法務總裁の明確な意見を伺つておきたいのでございます。

○國務大臣(木村篤太郎君) この法案は、要するに行政協定に基きましてアメリカ駐留軍の軍備の機密に関する入手に関連しての法案であります。極めてこれは嚴格に解すべきものであります。そして、いやしくも日本の国民の日常生活に對していささかも懸念のないようにこれを解釈し、又は施行すべきものであると私はこう考えております。なお、これらの点につきましても、関係各方面におきまして十分の連絡をとりまして、いささかも日本国民の正当なる業務、その他の活動において不便を來さないように処置いたしたい、こう考えております。

○委員長(小野義夫君) ちよつと五分間休憩します。

午後四時二十四分休憩

午後四時三十分開会

○委員長(小野義夫君) 再開いたします。

本日はこの程度で散会いたし、明日午後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

四月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案(予備審査のための付託は三月二十九日)

第四部

法務委員會會議錄第三十一号

昭和二十七年四月二十六日

【參議院】

昭和二十七年五月十六日印刷

昭和二十七年五月十七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁